

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する 実行計画の進捗状況等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第14条第1項に基づき、農林水産物・食品輸出本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（以下「実行計画」という。）を作成することとされている。今般、同条第3項及び第4項に定める実行計画の変更・公表を行うとともに、同条第5項に定める進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表する。

1. 進捗及び実施の状況並びに評価の結果

- (1) これまで実行計画（※1）として、330項目を作成し、167項目が対応済みとなった。
- (2) 令和4年1月以降は、このうち38項目（※2）が対応済みとなり、輸出先国・地域の規制への対応が進展している（対応済み項目は別紙1を参照）。

※1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行前の工程表を含む。

※2 前回改定時に掲載されていなかったものの対応した項目も含む。

2. 実行計画の変更

輸出先国・地域との協議や輸出施設の認定など新たに11項目を追加し、実行計画を変更・公表する（追加項目は別紙2、変更した実行計画は別紙3を参照）。

（参考）変更後の実行計画の概要

I	輸出先国・地域との協議への対応	・ ・ ・	77項目
II	輸出を円滑化するための対応		
1	施設認定	・ ・ ・	67項目
2	その他	・ ・ ・	11項目
III	事業者・産地への支援に関する対応	・ ・ ・	19項目
			合計 174項目

令和4年1月以降に実行計画として
対応済みとなった項目の一覧（※）
（4月15日時点）

対象国・地域	措置した事項	項目数
インド	りんごの輸出解禁	1
シンガポール	食肉処理施設の認定 （（株）ミヤチク都農工場（宮崎県））	1
オーストラリア	だしの輸出条件の変更	1（※）
米国	水産食品加工施設の認定 （（株）ワイエスフーズ（北海道）、（株）愛南サン・フィッシュ（愛媛県）、柳川冷凍食品（株）（福岡県））	3
EU	水産食品加工施設の認定 （北見食品工業（株）（北海道））	1
EU	産地魚市場のHACCP認定 （松浦魚市場（長崎県））	1
EU	カキの輸出に必要な生産海域の水質モニタリング体制の整備	1
産地毎の対象国・地域	輸出産地による輸出事業計画の策定等 〔農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、リスト化された輸出産地・事業者は、令和3年度中を目途に、輸出事業計画を必要に応じて策定。当該事業者の輸出の目標と、目標達成のための課題を明確にし、政府はその目標達成のための支援を実施。〕	27
全般	輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援 〔農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、我が国の農林水産事業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドラインを作成。〕	1
全般	日本伝統の製法を規格化した「みそJAS」の制定	1
合計		38（※）

（※） 前回改定時に掲載されていなかったものの対応した項目も含む。

実行計画への追加項目の一覧
(4月15日時点)

I 輸出先国・地域との協議への対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
タイ	ゆずの輸出解禁	1
タイ	きんかんの輸出解禁	1
ベトナム	かきの輸出解禁	1
ベトナム	活水産物の輸出解禁	1
米国	牛肉の低関税枠の利用	1
メキシコ	ストック種子の輸出解禁	1
メキシコ	トルコギキョウ種子の輸出解禁	1
ブラジル	通関手続きの適正化	1

II 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

対象国・地域	対象となる事項	項目数
台湾	牛肉処理施設の認定 (とちぎ食肉センター(栃木県))	1

2 その他

対象国・地域	対象となる事項	項目数
米国	<p>水産物の輸出に係る海産ほ乳類保護法（MMPA）への対応</p> <p>（2023年1月以降、米国は海産ほ乳類保護法（MMPA）の実施規則に基づき、米国と同等の混獲削減措置を導入していない漁業由来の水産物の輸入を禁止する予定。農水省は、輸出実績のある又は輸出見込みのある魚種に係る漁業種類について、米国側へ同等性審査を申請。今後、審査状況を踏まえ、証明書発行体制の検討等を行う。）</p>	1

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
産地毎の対象国・地域	<p>令和4年度以降の輸出産地による輸出事業計画の策定等</p> <p>（農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づきリスト化された輸出産地・事業者のうち、令和4年度以降に輸出事業計画の策定意向がある者について、輸出の目標と、目標達成のための課題を明確にし、政府はその目標達成のための支援を行う。）</p>	1

合計

11

農林水産物及び食品の 輸出の促進に関する実行計画

農林水産物・食品輸出本部

令和4年4月15日

目 次

I	輸出先国・地域との協議への対応	・ ・ ・ ・ 3	77項目	} 174項目
II	輸出を円滑化するための対応			
1	施設認定	・ ・ ・ ・ 20	67項目	
2	その他	・ ・ ・ ・ 30	11項目	
III	事業者・産地への支援に関する対応	・ ・ ・ ・ 34	19項目	
	(参考)	・ ・ ・ ・ 43	171項目	

I 輸出先国・地域との協議への対応

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画

I 輸出先国・地域との協議への対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
1	インド	スギの輸出解禁	日本産スギの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。 現在、日本側でインド側から提出のあった情報を基に検疫措置を検討中。	【対応方針】 ・農水省は、インド側から提出のあった情報の検討が終わり次第、検討結果を速やかに提出する						10億円	農林水産大臣
2	インド	なしの輸出解禁	日本産なしの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基にインド側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・インド側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する						0.06億円	農林水産大臣
3	インド	食品への必要事項の記載方法（ステッカー貼付禁止）	・日本からインドへ輸出される食品は、その商品に英語又はヒンディ語で必要事項を記載しなければならないが、ステッカー貼付は認められない。 ・インド食品安全基準庁（FSSAI）や在京大使館に継続して働きかけを行っている。	【対応方針】 ・農水省は、在インド大使館と連携しつつ、インドに対して、必要以上に貿易制限的になる項目等について見直しの要求を継続していく ・在外公館及びJETROを通じ、ステッカー貼付の規制や、本規制に対する各国の対応・代替策に関する情報を収集し、必要に応じ関係企業等に提供する						3.5億円 （加工食品の対インド輸出額：2020年6.7億円、2019年4.4億円）	農林水産大臣
4	インド	輸入時に賞味期限までの残存期間が60%以上（又は3か月のいずれか短い期間）が必要という輸入規制の緩和	インド商工省が、輸入食品に対し、製造年月日から賞味期限までの期間のうち、インド輸入時に残存期間が60%（又は3か月のいずれか短い期間）以上必要という規制（60%残存ルール）を設けている。このため、賞味期限が短い食品（菓子類、一部の調味料等）は、2か月程度要する船便では、インド到着時に既に賞味期限60%残存ルールを守ることができず、航空便でしか輸出できない。さらに同規制の60%残存を計算するためには、賞味期限だけでなく、期間全体の起算点となる製造年月日が必要となるものの、日本では製造年月日の表示義務もないため、同期間を正確に算定できず、農林水産物・食品を輸出できない場合がある。	【対応方針】 ・農水省は、外務省や経産省等と連携しつつ、インドに対して、必要以上に貿易制限的になる項目等について見直しの要求を継続していく ・在外公館及びJETROを通じ、本規制に対する各国の対応・代替策に関する情報を収集し、必要に応じ関係企業等に提供する						3～5億円 （東南アジア（シンガポール（星）、フィリピン（比））への菓子（米菓除く）の輸出額の1/2程度に、その他の賞味期限が短い食品（調味料等）の輸出増加見込額を加えた推計。 参考：菓子（米菓除く）輸出額：2020年インド0.4億円、星8億円、比5億円、調味料輸出額：インド2020年0.6億円、2019年0.4億円）	農林水産大臣

注：輸出可能性欄に示す ◇ は、対象事項に対応しない場合の輸出の減少見込額であることを意味している

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
5	インドネシア	原発事故に伴い、 ・全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 働きかけの結果、順次緩和され、2020年5月20日以降は、7県（宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野）産の加工食品、牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜に放射性物質検査報告書を要求またはインドネシアにて全ロット検査	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しインドネシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
6	インドネシア	4品目（かんきつ、柿、いちご、メロン）の輸出可能品目への追加登録	・日本からインドネシアに商業輸出可能な植物由来生鮮食品はインドネシア農業大臣令に規定されている17品目。 ・これに品目を追加登録するためには過去（2016年以前）の輸出実績データ等を添えて品目追加申請を行い、インドネシア当局の認可が必要。	【対応方針】 ・農水省は、在外公館と連携しつつ、新品目の追加登録に向けて引き続き情報収集を行うとともに、インドネシア農業省に働きかける						0.07億円 （4品目の直近（2016年）の輸出額：いちご252万円、メロン24万円、生鮮果実6品目計（ぶどう、メロン、梨、さくらんぼ、桃、いちご）1250万円）	農林水産大臣
7	インドネシア	生産国認定品目の拡大	・インドネシアに植物由来の生鮮食品を輸出するには、以下のいずれかの対応が必要。 ①日本国内検査機関（インドネシア政府への登録が必要）によるロットごとの化学物質等の残留検査結果の提出 ②日本での青果物等の安全確保システムが、インドネシア政府から認定されること（生産国認定） ・現在、生産国認定を受けているのは「りんご」（有効期限2024年5月6日）のみであり、認定品目の拡大に向け、「もも」「ぶどう」について新規認定申請書をインドネシアへ提出。 ・生産国認定の取得により、全ロット検査が不要になるほか、輸入港として利用が禁止されているジャカルタ至近のタンジュン・プリオク港の利用が可能。	【対応方針】 ・もも・ぶどうの生産国認定について、農水省は在外公館と連携しつつ、インドネシアに対し早期の審査実施への働きかけを行う						もも0.14億円 ぶどう0.08億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
8	韓国	原発事故に伴い、 ・福島県等8県からの全ての水産物について、全面的に輸入停止 ・16都道府県の水産物及び13都府県の輸入停止対象品目以外の食品等の放射性物質検査証明、並びに全ての食品に産地証明の添付を要求	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し韓国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといった様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
9	韓国	牛肉の解禁協議	・2001年9月、BSE発生に伴い、韓国は日本からの牛肉の輸入を停止。 ・2013年8月、韓国当局から輸入リスク分析を開始する旨通知。 ・2016年7月、韓国から家畜衛生に関する質問票を受け。 ・2020年3月、日本から回答書を提出。	【対応方針】 ・韓国から追加質問・追加資料要求があれば対応 ・厚労省及び農水省は現地調査を受入、輸出条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成・公表						41.3億円 (2018年の香港向け牛肉輸出実績) (韓国の名目GDPは香港の約4倍)	農林水産大臣 厚生労働大臣
10	韓国	豚肉の解禁協議	・2010年4月、口蹄疫の発生に伴い、韓国は日本からの豚肉の輸入を停止。 (輸出再開に向け要請を継続) ・2018年9月、豚熱発生について韓国政府に報告。	【対応方針】 ・農水省は豚熱の国内清浄化を目指す ・厚労省及び農水省は韓国側へ質問票の回答を送付 ・厚労省及び農水省は韓国側現地調査の受け入れ ・厚労省及び農水省は輸出条件・衛生証明書の合意 ・厚労省は輸出施設の認定						1.2億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
11	シンガポール	鶏肉、鶏肉製品、鶏卵、鶏卵製品の施設認定権限がシンガポール側にある。	シンガポール政府は、認定権限の委譲の条件として、今後新規に認定される施設からの輸入実績が良好であること、再度の現地調査の実施が必要である旨説明。	【対応方針】 ・輸出実績を踏まえて、鶏肉、鶏肉製品及び鶏卵製品について、厚労省が輸出施設を認定する仕組みとするよう、シンガポール政府と協議を開始する ・鶏卵については農場登録が必要であり、これについても農水省が認定する仕組みとなるよう、上記協議と併せて対応する						鶏肉 0.01億円程度 鶏卵 0.02億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
12	タイ	かんきつ類の条件変更(薬剤処理の代替措置)	日本産かんきつ類の薬剤処理の代替措置について、タイからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基にタイ側で代替措置について検討中。	【対応方針】 ・タイ側の要請があれば、農水省は、タイ側の代替措置の検討に必要な追加情報を速やかに提出する						0.26億円 (対タイ輸出額： 2018年0.31億円、 2017年0.17億円)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
13	タイ	ゆずの輸出解禁	日本産ゆずの輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 (徳島県が協議を要望。)	【対応方針】 ・農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、タイに対して速やかに輸出解禁を要請する						0.02億円 (No.13、14の合計)	農林水産省
14	タイ	きんかんの輸出解禁	日本産きんかんの輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 (鹿児島県が協議を要望。)	【対応方針】 ・農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、タイに対して速やかに輸出解禁を要請する							農林水産省
15	タイ	玄米の輸出解禁	日本産玄米の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にタイ側で検疫措置を検討中。	【対応方針】 ・タイ側の要請があれば、農水省は、検疫措置の検討に必要な追加情報を速やかに提出する						4億円(1,500トン)	農林水産大臣
16	台湾	原発事故に伴い、 ・福島等5県産の野生鳥獣肉、キノコ類、コシアブラを輸入停止 ・5県の全ての品目(酒類を除く)及び一部の都県の一部の品目に放射性物質検査報告書の添付、並びに全ての産品(酒類を除く)に産地証明書の添付を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し台湾にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、日本台湾交流協会等を通じた台湾当局・政界・世論への働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
17	台湾	台湾の新たな法令に対応する新たな水産物の衛生証明書が必要	日台双方の窓口機関間で日本の衛生証明書案について協議し、台湾側から同意の旨回答を得ているが、2021年5月、台湾側から新たな衛生証明書に関する法令施行の時期は見通しが立っておらず、動きがあれば改めて通知するとの連絡があった。	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;">農水省は、台湾側の動きを踏まえ、都道府県等と連携して証明書発行体制を検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;">衛生証明書を添付し、輸出を開始</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;">農水省は、台湾側の法律施行日を確認後、取扱要綱を制定</div> </div>						220億円◇ (水産物の対台湾輸出額：2020年202億円、2019年185億円)	農林水産大臣
18	台湾	豚肉の輸出再開(施設認定権限)及び豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出解禁	・2018年11月、豚熱発生に伴い、台湾は日本からの豚肉の輸入を停止。 ・豚肉の輸出再開に向けて、地域主義の適用を累次に渡り要請。 ・2019年10月、豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出解禁を台湾に要請。 ・2020年3月、台湾から要請されたデータを提出。 ・2021年10月以降、加熱処理豚肉の輸出条件について協議を継続。	【対応方針】 ・生鮮豚肉の地域主義の適用について、農水省は台湾側と協議を継続(No.20参照) ・生鮮豚肉の輸出再開に当たっては、厚労省が輸出施設を認定する仕組みとするよう、台湾側と協議 ・厚労省及び農水省は、豚肉を原料とする加熱食肉製品(海外産原料を含む)の輸出について台湾側と協議						生鮮豚肉：0.5億円 (対台湾輸出額：2020年0.3億円、2017年0.5億円) 加熱食肉製品：1.8億円 (2019年の香港向け豚肉加工品輸出実績)	厚生労働大臣 農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
19	台湾	30か月齢以上の牛肉の輸出不可	米沢牛など30か月齢以上の肥育を条件とする銘柄牛の輸出ができない。 ・2019年5月、厚労省と農水省は台湾側からの技術的な質問票に対する回答作成し台湾側に提出。 ・2020年8月に提示された追加質問に対し、同年9月に回答。 ・2021年6月に台湾が諮問委員会において審査を行い、書類審査は終了。現地調査等の次のステップについて調整中。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は台湾側と調整の上、早期に現地調査を受け入れるなど、必要な協議を完了させる						4億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
20	台湾等	畜産物の輸出における地域主義の適用の拡大	・高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生に伴い、輸出先国と協議した結果、香港、シンガポール等の主な輸出先国との間で地域主義の適用を実現。 ・地域主義を適用している国・地域に対し、高病原性鳥インフルエンザ発生県からの輸出再開を協議し、順次再開。 ・台湾との間で地域主義の適用について協議中。	【対応方針】 ・疾病の収束及び清浄化を図りつつ、地域主義を適用している国・地域との間でこれが維持されるよう、疾病の発生状況国内の防疫措置について情報提供 ・清浄化実現後、台湾を含め地域主義を適用していない国・地域に対し、地域主義の適用について協議を実施・再開						—	農林水産大臣
21	中国	原発事故に伴い、 ・10都県の全ての食品（新潟県産米を除く）の輸入停止 ・その他道府県の証明書添付	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し中国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館に対し、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
22	中国	牛肉の解禁協議	・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。	【対応方針】 厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施 日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要なステップ： ①中国側による、我が国の食品安全システムの評価 ②牛肉に係る輸出条件の設定 ③輸出施設の認定・登録						41.3億円 （2018年の香港向け牛肉輸出実績） （中国の名目GDPは香港の約35倍）	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
23	中国	鶏肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。 ・2018年4月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は中国側と協議 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施 						11.4億円 (2018年対香港鶏肉輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
24	中国	鶏卵の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。 ・2018年4月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は中国側と協議 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施 						15.2億円 (2018年対香港鶏卵輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
25	中国	乳・乳製品の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> 輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目の合意が必要。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。 	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規制の撤廃・緩和に向けて働きかけ ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施 						25.5億円 (2018年対香港牛乳乳製品輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
26	中国	精米工場及びくん蒸倉庫の追加指定	中国向け精米の輸出について、従来、精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所であったところを、2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫5か所が追加指定。	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・更なる追加指定に向け、農水省は、検疫条件の一部変更について中国との協議を実施 						20億円(5,000トン)	農林水産大臣
27	中国	ぶどうの輸出解禁	日本産ぶどうの輸出解禁について、中国からの要請とともに協議。	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、中国との協議を実施 						0.16億円	農林水産大臣
28	中国	畜水産物、茶、加工食品、アルコール飲料の輸出について、2019年10月から公的証明書の提出を義務付ける意向を表明	中国は2017年10月1日に実施を2年間延期。さらに、中国は2019年10月1日からの実施を延期。	【対応方針】 <ul style="list-style-type: none"> ・農水省及び財務省は、引き続き中国の状況を注視 						1110億円 [◇] (畜産物、水産物、水産加工品、加工食品の対中輸出額：2020年1082億円、2019年1055億円)	農林水産大臣 財務大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
29	中国	新規魚種登録等	中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。 2021年9月に質問票へ回答済、先方からの返答待ち。	中国側からの質問等に対応しつつ、継続協議						魚種登録完了	8億円程度（新規登録希望魚種の輸出見込み数量と2020年中国向け輸出単価から推計）	農林水産大臣
30	中国	日本漁船による水産物の中国向け直接輸出	日本漁船から日本国内を経由せず、中国に水産物を輸出する場合の衛生証明手続については、二国間で合意できていない。	中国側に検討状況を確認しつつ、継続協議						農水省は、中国側から回答があり次第、証明書発行体制を構築	3.5億円程度（業界団体推計）	農林水産大臣
31	中国	中国向け水産物輸出の円滑化（中国の食品（特に水産物）に対する輸入検査強化への対応）	中国政府の新型コロナウイルス（COVID-19）に関連した厳しい輸入措置により、通関が滞っているという事例が発生している。厳しい輸入措置については、中国当局に対して、科学的根拠のない不当な措置はとらないよう各国とも連携しつつ随時申し入れを行っている。	【対応方針】 ・引き続き、科学的根拠のない不当な措置をとらないよう各国とも連携しつつ申し入れを行っていく						313億円 [◇] （水産物の2020年対中輸出額）	農林水産大臣	
32	中国	中国向け輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検	・2020年12月、中国政府から、全ての認定施設及び認定手続中の施設（認定施設等）について、衛生要件の点検が求められた。 ・2021年8月、点検結果とともに認定施設リストを中国側に提出し、更新を要請。 ・2021年9月及び10月、中国側から提出済みのリストの登録内容に係る新たな要求があったことから、リストの修正作業を実施し、12月に中国側へ提出済。	大使館を通じて中国側の対応を定期的に確認し、早期の認定施設リストの更新を促す 中国側がリストを更新次第、日本側のリストを更新						313億円 [◇] （水産物の2020年対中輸出額）	厚生労働大臣	
33	中国	ペットフード解禁協議	中国側の専門家による現地調査を受け輸出施設が登録される必要がある。	【対応方針】 ・農水省は、中国当局に対して現地調査の早期実施を促す （・現地調査の結果等を踏まえ、中国当局により対中輸出可能施設が決定される）						2億円程度	農林水産大臣	
34	中国	中国向け輸出水洗い羽毛に関する新たな措置	2020年11月、中国海関総署より、今後中国向けに輸出を行う水洗い羽毛については、施設の登録が必要になるとの通知。	【対応方針】 ・農水省は、中国側の当該措置に係る情報が不足していることから、情報収集を行い、登録要件を確定する ・農水省は、国内の加工施設及び輸出業者に対するヒアリングを実施し、登録に向けた作業を行う						4億円程度 [◇] （2020年実績：4億3千万円）	農林水産大臣	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
35	中国	「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年末に「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定案として、全ての食品の「輸入食品海外生産企業」について、輸出国当局が中国の登録基準に合致することを確認した上で、海関総署に推薦することが求められる等、過度に貿易制限的かつ非科学的な措置となっているため、日本政府より、必要以上に貿易制限的な措置をとるべきではないとの意見を提出した。 ・2020年11月に改定案がTBT通報され、上記対象が全ての食品から特定食品へ変更されたが、科学的根拠なしに対象が広範囲に指定されている点など問題点を指摘し、再考するよう意見を提出した。 ・2021年9月に、海関総署より新たな書簡が発出され、10月31日までに既貿易品目を製造等する企業について先行して登録するよう要請があった。これを受けて、我が方より暫定リストを提出した。また11月からは、企業自らが登録するためのシステムのテスト運用が開始された。 ・2022年1月1日に規定が施行され、中国政府のHPに登録された企業のリストが公表された。本規定の運用に関し、不当な措置とならないよう各国とも連携しつつ申し入れを行っている。 	【対応方針】 ・農水省は在外公館、JETRO、国税庁等のほか、同様の問題意識を有する諸外国・地域と連携しつつ、中国に対して、必要以上に貿易制限的になる項目等について見直しの要求を継続していく ・在外公館、JETRO、事業者を通じ、情報収集を行う					—	農林水産大臣 財務大臣
36	フィリピン	いちごの輸出解禁	日本産いちごの輸出解禁について、フィリピンからの要請とともに協議。現在、フィリピン側で検疫措置を検討中。	【対応方針】 ・農水省は、フィリピンに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・フィリピン側の要請があれば、農水省は、検疫措置の検討に必要な情報を速やかに提出する					0.03億円	農林水産大臣
37	ベトナム	ぶどうの輸出解禁	日本産ぶどうの輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・ベトナム側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する					0.2億円	農林水産大臣
38	ベトナム	ももの輸出解禁	日本産ももの輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・ベトナム側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する					0.05億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
39	ベトナム	かきの輸出解禁	日本産かきの輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 (山形県及び和歌山県が協議を要望。)	【対応方針】 ・農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、ベトナムに対して速やかに輸出解禁を要請する						0.02億円	農林水産省	
40	ベトナム	活水産物の輸出解禁	検疫手続きの手順や証明書の様式などが定まっていない状況のため、現在輸出できない。	ベトナム側に検疫手続きの手順や証明書の様式を確認後、取扱要綱を制定 ベトナム側の動きを踏まえ、都道府県等と連携して証明書発行体制を検討						衛生証明書を添付し、輸出を開始	12億円 (ベトナム向けの水産物全体の輸出額は、2020年は200億円、2019年は171億円、2018年は184億円)	農林水産大臣
41	香港	原発事故に伴い、 ・福島県産野菜・果物等の輸入停止 ・4県産野菜・果実等に証明書の添付を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し香港にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。 ・ALPS処理水に関する香港当局からの照会への関係省庁による対応。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、香港経済貿易代表部に対し、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣	
42	マカオ	原発事故に伴い、 ・福島県の野菜・果物・乳製品等の輸入停止等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しマカオにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣	
43	豪州	豪州向けさけ科魚類の検疫協議	現在、豪州向けさけ科魚類(豪州側の規定によりアユを含む。)は疾病への懸念から輸出できない。 豪州側からの追加質問に対応中。 輸出解禁まで、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を継続。	農水省は、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を実施 農水省は、豪州側からの質問に対応 豪州当局による日本の現地調査が実施できるよう調整						0.6億円程度(業界団体推計、No.225との合計)	農林水産大臣	
44	仏領ポリネシア	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し仏領ポリネシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
45	米国	クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要	認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 認可申請者（事業者）、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。 クチナシ青については2021年3月にFDA申請済。FDAからの追加質問への回答対応を検討中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3者協議の開催 ・事業者は、個別の添加物ごとに米国が求める安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す <p>農水省と厚労省は、必要に応じ事業者の申請支援、技術的指導を行う</p> <p>クチナシについては、事業者が、米国FDAの審査過程での指摘等に対して、認可・登録に向けた対応を実施する</p> <p>ベニコウジについては、事業者において安全性試験の本試験を実施する</p> <p>データがまとまり次第、事業者は速やかに申請を行う</p>						208億円 (加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計) (加工食品の対米輸出額：2020年：524億円、2019年：542億円、2018年：498億円、2017年457億円)	農林水産大臣 厚生労働大臣
46	米国	ゆず等のかんきつ類の輸出解禁	日本産ゆず等のかんきつ類の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、米国に対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・米国側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する 						0.22億円	農林水産大臣
47	米国	さくらの切り枝の輸出解禁	日本産さくらの切り枝の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、米国に対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す ・米国側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する 						0.12億円	農林水産大臣
48	米国	牛肉の低関税枠の利用	・2022年3月28日、米国の牛肉低関税輸入枠(4.4セント/kg、65,005トン)が100%消化となり、適用税率が従価税26.4%に移行。 ・農林水産省は、関連情報を収集するとともに、米国側への働きかけを実施。	<p>日本産牛肉の低関税での輸出について、米国側へ働きかけ。</p>						2025年：185億円 (牛肉の米国向け輸出額：2021年：102.5億円)	農林水産大臣
49	米国	ワインの容量規制の緩和	米国内で流通可能なワインは、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外（例：四合瓶、一升瓶）のままでは輸出できない。	<p>財務省及び外務省は、日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文に沿って、ワインの容量規制の改正が行われるよう、米国に対して働きかけを継続</p>						0.47億円程度 (ワインの対米輸出額：2021年0.16億円、2020年0.2億円)	財務大臣 外務大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
50	米国	ニューヨーク州・カリフォルニア州の飲食店における焼酎の販売免許	ニューヨーク州及びカリフォルニア州においては、飲食店が蒸留酒（焼酎を含む）を販売するためには全酒類免許が必要だが、24度以下のソジュ（韓国焼酎）については、ワイン免許で販売できる特例（州法）が設けられている。焼酎業界からは、焼酎もワイン免許で販売できるようにしてほしいとの要望がある。	財務省及び外務省は、ニューヨーク州政府及びカリフォルニア州政府の関係当局に対して働きかけを継続						2.57億円程度 （焼酎の対米輸出額：2021年4.49億円、2020年2.86億円）	財務大臣 外務大臣
51	カナダ	いちごの輸出解禁	日本産いちごの輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にカナダ側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・カナダ側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する						0.06億円	農林水産大臣
52	カナダ	ももの輸出解禁	日本産ももの輸出解禁について、現在、日本側で検査対象病害虫を検討中。	【対応方針】 ・農水省は、検査対象病害虫の検討が終わり次第、検討結果を速やかに提出する						0.01億円	農林水産大臣
53	メキシコ	精米の輸出解禁	日本産精米の輸出解禁について、現在、メキシコ側で検査要件案を検討中。	【対応方針】 ・農水省は、メキシコに対して進捗を定期的に確認し、早期検討を促す ・メキシコ側の要請があれば、農水省は検査要件案の検討に必要な追加情報を速やかに提出する						0.6億円	農林水産大臣
54	メキシコ	ストック種子の輸出解禁	日本産ストック種子の輸出解禁について、メキシコ側が要請する病害虫リスク評価に必要な情報を、日本側で準備中。 （日本種苗協会が協議を要望）	【対応方針】 ・農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、メキシコに対して速やかに提出する						0.4億円程度	農林水産省
55	メキシコ	トルコギキョウ種子の輸出解禁	日本産トルコギキョウ種子の輸出解禁について、メキシコ側が要請する病害虫リスク評価に必要な情報を、日本側で準備中。 （日本種苗協会が協議を要望）	【対応方針】 ・農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、メキシコに対して速やかに提出する						0.6億円程度	農林水産省
56	メキシコ	日本産牛肉の輸出環境改善	メキシコによる施設査察が必要 （※日本産牛肉は2014年2月に解禁済み）	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、既存施設の査察、新規認定施設の追加及び施設認定システムの変更に向け対応を行う						—	厚生労働大臣 農林水産大臣
57	パラグアイ	牛肉の輸出解禁協議	・2019年5月に質問票を接受し、2020年8月に回答。 ・2021年1月に、パラグアイ側よりリスク評価終了について連絡。 ・2021年2月以降、証明書様式や封印について詳細を確認中。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は輸出条件の設定、証明書様式について協議し、輸出要綱を作成・公表						0.01億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣

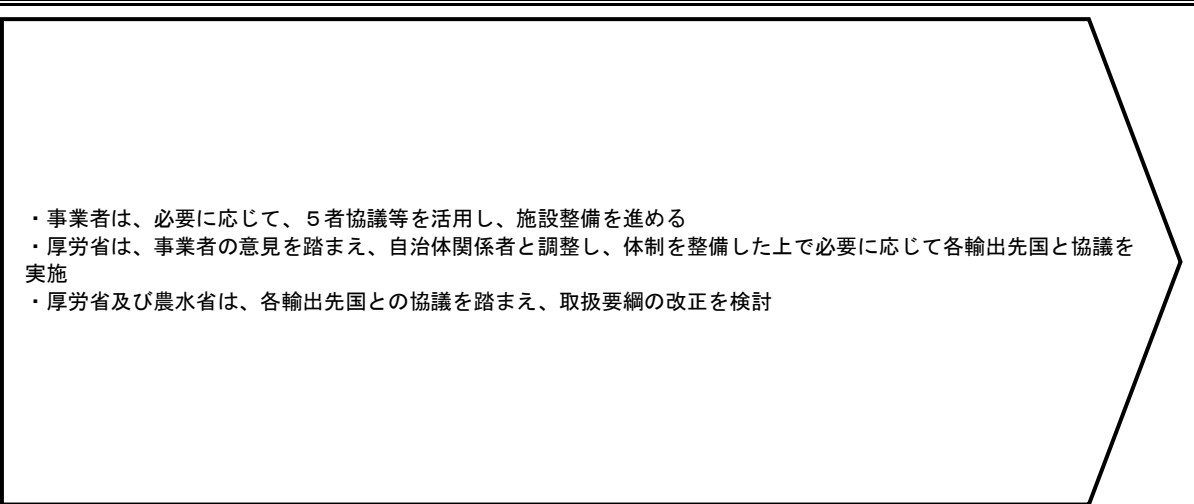
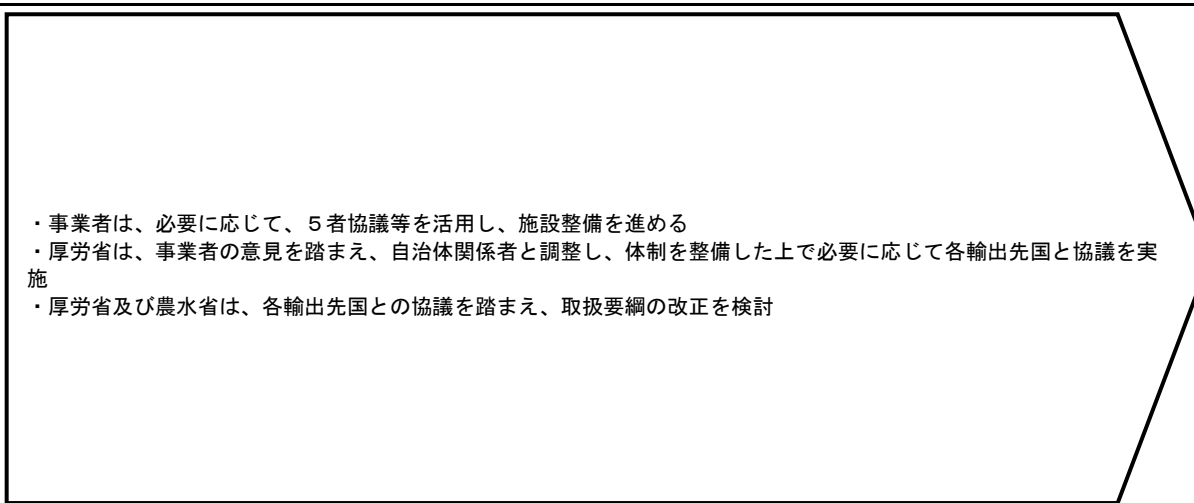
No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
58	ブラジル	蒸留酒のメチルアルコール濃度規制	ブラジルにおいては、ブラジル農牧供給省訓令により蒸留酒が満たすべき基準（無水アルコール換算で20mg/100ml未満）を設定しているところ、芋焼酎に含まれるメチルアルコール濃度は同基準値を超過しており、芋焼酎をブラジルに輸出できない。	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 財務省等は、これまでに提示した科学的データに基づき、規制緩和を求めめるために、ブラジル農牧供給省訓令の改正に向けた要請を継続 </div>						0.03億円程度 （焼酎の対ブラジル輸出額：2021年0.03億円、2020年0.01億円）	財務大臣
59	ブラジル	通関手続きの適正化	通関手続きはオンラインによるシステム登録・承認となり迅速化が図られた。しかし、実態としては、オンラインによる質疑応答時には電話等の手段がとれず、意思疎通が不十分であり、通関許可が遅延する事案が多い。また、通関手続きをオンライン上で処理する検査官は、検査官毎に指摘内容が異なり、例えば、法的に必要な書類を全て提出した場合でも、従来要求されなかった書類を要求され、対応も遅い。	【対応方針】 ・農水省は、在ブラジル大使館及びJETRO現地事務所を通じて、ブラジルの通関手続きに関する情報収集を行い、必要に応じて関係企業等に提供する ・農水省は、在ブラジル大使館と連携しつつ、ブラジルに対し通関手続（提出書類等）の明確化及び迅速化を要求していく						—	農林水産大臣
60	EU	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等	・EU及びEFTAの放射性規制について、栽培キノコが対象外となる等の緩和（10月） ・農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しEUにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
61	EU	クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要	認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 認可申請者（事業者）、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3者協議会の開催 ・事業者は、個別の添加物ごとにEUが求める安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す <p>農水省と厚労省は、必要に応じ事業者の申請支援、技術的指導を行う</p> <p>クチナシについては、事業者において、安全性試験データを取りまとめる</p> <p>ベニコウジについては、事業者において、申請に必要なデータ取得を実施する</p> <p>データがまとまり次第、事業者は速やかに申請（2022年度末までを予定）</p> <p>データがまとまり次第、申請に向けた対応を開始</p>						49億円 （加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計） （加工食品の対EU輸出額：2019年：247億円、2018年：222億円、2017年：207億円）	農林水産大臣 厚生労働大臣
62	EU	豚肉の解禁協議	豚熱が日本で発生したことにより、今後の輸出解禁（家畜衛生の第三国リスト掲載）のスケジュールは未定。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省は、豚熱清浄化の後、EUの求める資料を提出し、再評価を受ける ・加盟国協議を経て日本を豚肉輸出可能な国として第三国リストに掲載してもらう ・厚労省及び農水省は輸出要綱を改正 						0.25億円程度	農林水産大臣
63	EU	EUの新たな動物用医薬品規則への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・EUは、2022年1月28日より新たな動物用医薬品規制（EU規則2019/6）を施行。EUは本規則の一部をEUに輸入される畜水産物にも適用するための詳細を検討しており、日本からEUへの畜水産物輸出に影響する可能性。 ・WTO・SPS委員会等において、他国とも連携し、EUに対し、措置の必要性・科学的根拠についての十分な説明や、十分な移行期間の確保等を要請。 	<p>新規規則の情報収集、関係事業者への情報提供</p> <p>新規規則に対応した輸出体制の検討・整備</p> <p>EU向けの輸出に混乱がないよう、本規則の適用までの十分な周知期間の確保等についてEU当局と調整</p>						69億円程度 ○2020年実績 牛肉：11億円 水産物：58億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
64	EU ノルウェー	飼料用魚油の輸出	EU及びEFTAには飼料用の魚油を輸出することを想定していなかったため、現行のペットフード等の施設認定要綱では魚油に当てはまる記載がなく輸出ができない。事業者からの要望等を踏まえ、今後、EU及びEFTAに飼料用魚油の輸出ができるよう協議を行う必要。	【対応方針】 ・農水省は、EU及びノルウェーに飼料用魚油の輸出要件を確認 ・農水省は、確認できた情報を踏まえ、施設認定要綱の改正を行う						4億円程度（2020年チリ向飼料用魚油実績：4億円程度）	農林水産大臣
65	アイスランド	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）	・EU及びEFTAの放射性規制について、栽培キノコが対象外となる等の緩和（2021年10月10日） ・アイスランドの措置は欧州経済領域（EEA）協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
66	英国	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等	・農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し英国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。 ・2022年3月9日、英国食品基準庁は輸入規制の撤廃を保健大臣に勧告することを決定。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
67	スイス	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）	・EU及びEFTAの放射性規制について、栽培キノコが対象外となる等の緩和（2021年10月10日） ・スイスの措置は国内法に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
68	ノルウェー	原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）	・EU及びEFTAの放射性規制について、栽培キノコが対象外となる等の緩和（2021年10月10日） ・ノルウェーの措置は欧州経済領域（EEA）協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
69	リヒテンシュタイン	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）	・EU及びEFTAの放射性規制について、栽培キノコが対象外となる等の緩和（2021年10月10日） ・リヒテンシュタインの措置は欧州経済領域（EEA）協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化 ・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施 ・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施 ・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
70	ロシア	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の水産物以外の食品を対象に検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しロシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、検査証明書添付義務の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・今般のウクライナ情勢を踏まえ、対応について検討中						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
71	ロシア	家きん肉・卵の解禁協議	・2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち ・2019年5月及び2020年7月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。 ・2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求 ・2019年9月以降、追加質問を複数回接受し、これに回答。直近では2020年9月に質問を接受。	【対応方針】 ・今般のウクライナ情勢を踏まえ、対応について検討中						（家きん肉） 0.01億円程度 （鶏卵） 0.02億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
72	ロシア	牛肉の輸出施設の追加認定権限の委譲 （日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。）	2015年2月に輸出解禁（2施設）。 2019年1月に輸出認定申請施設のうち、2施設がロシア側に追加認定されたところであり、現在、8施設が認定申請中。	【対応方針】 ・今般のウクライナ情勢を踏まえ、対応について検討中						3億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
73	ロシア	輸出水産食品施設登録の再開及びロシア側施設リストの修正	<p>ロシアに水産食品を輸出する場合、輸出国の施設登録が義務付けられている。一方で、ロシア側の規則変更により、現在、既存登録施設からの輸出のみが可能であり、新規の施設登録は止まっているため、新規施設登録の再開に向けた協議が必要。</p> <p>ロシア側から提示された新規登録希望施設に関する質問票については既に回答済。</p> <p>また、ロシア側の施設登録リストについて、ロシア側が追記した品目種別の一部に日本側の実態と異なるものがあり、内容の修正が必要（一部施設については修正済）。</p> <p>2021年4月、現在実施している南米の国の検査終了後、監査を行う用意があるとロシア側から回答あり。</p>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今般のウクライナ情勢を踏まえ、対応について検討中 						17億円 (水産物の対ロシア輸出額： 2020年8.4億円 2019年13.9億円 2018年28.6億円)	農林水産大臣 厚生労働大臣
74	カタール	新たに水産食品に衛生証明書が必要	衛生証明書様式案を作成し、先方政府へ確認するよう在カタール大使館へ公電により依頼済み。先方政府からの回答待ち。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成した衛生証明書様式案を元にカタール政府と協議を進める ・併せて、本協議中、カタールへの日本食材輸入が可能となる暫定措置を主張 						1億円程度◇ (2020年貿易概況の水産物輸出額より)	農林水産大臣
75	中国 台湾 シンガポール	フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない。	<p>民間フグ団体から、台湾、香港、シンガポール、中国への輸出の要望を受け、厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を働きかけており、現状は以下のとおり。</p> <p>【台湾】2021年12月、台湾から追加の質問票を受領。質問票への対応を検討中。</p> <p>【シンガポール】衛生主管部局が発行する衛生証明書を添付することにより日本国内で認められているふぐの筋肉のみ輸出可能である。筋肉以外の可食部位の輸出解禁について、2022年2月にシンガポール側の回答を受領。対応を検討中。</p> <p>【中国】新規魚種登録を検討中。</p> <p>※なお、香港については、香港側からフグの安全な消費の観点からフグを輸入する準備ができていないとの回答があったため、上記3カ国・地域への働きかけを優先。</p>	<p>・厚労省、農水省及び外務省は、これまでの協議の状況を踏まえ、解禁見込みのある国・地域を対象を絞りつつ、輸入解禁の働きかけを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○台湾については、2021年12月に受領した質問票への対応を検討中 ○シンガポールについては、筋肉以外の輸出解禁に向け、2022年2月に受領したシンガポール側からの回答への対応を検討中 ○中国については、先方の対応状況を確認し、必要な情報を提供 <p>・厚労省は、衛生証明書案に合意できた国・地域から取扱要綱を発出</p>						0.2億円程度（シンガポールへの平均的なふぐの輸出品量（筋肉のみ）を基に推計）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
76	香港、台湾、シンガポール	牛肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、牛肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 ・現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品が輸出出来るようになれば、輸出の拡大が見込まれる(生鮮スライス品、ステーキ個パック商品など)。 ・2021年6月、各国への確認状況を踏まえ、農水省は事業者の意見を聴取。 ・2021年7月以降、厚労省は各国の規制の状況及び事業者の要望を踏まえ、要綱改正案を作成し、自治体関係者と調整中。 							29億円程度 (事業者への聞き取り) (No. 75、305の合計)	厚生労働大臣 農林水産大臣
77	香港、シンガポール	豚肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、豚肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 ・現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品が輸出出来るようになれば、輸出の拡大が見込まれる。 ・2021年6月、各国への確認状況を踏まえ、農水省は事業者の意見を聴取。 ・2021年7月以降、厚労省は各国の規制の状況及び事業者の要望を踏まえ、要綱改正案を作成し、自治体関係者と調整中。 							1億円程度(事業者への聞き取り) (No. 76、306の合計)	厚生労働大臣 農林水産大臣

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

II 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
78	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	【認定申請中】 ・(株)北海道畜産公社早来工場(北海道)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 厚労省は、事業者から提出された追加資料を審査の上、問題がなければ2か月以内にシンガポールへ施設認定を通知 * </div>						0.2億円程度	厚生労働大臣
79	シンガポール ベトナム 香港	豚肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・日本フードパッカー(株)道南工場(北海道) (2023年秋施設整備完了予定)	【対応方針】 ・シンガポール向けの申請について、厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ施設認定を行う ・ベトナム、香港向けの申請について、都道府県は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行い、厚労省に報告する (参考) 【シンガポール】事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年4月認定取得希望 【ベトナム】事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年4月認定取得希望 【香港】事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年4月認定取得希望						0.2億円 (各国向け輸出予定額の合計)	厚生労働大臣 農林水産大臣
80	シンガポール 台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル検討中】 ・大和食品(株)本社工場(大阪府)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考) 【シンガポール】事業者の計画：2023年7月認定取得希望 【台湾】事業者の計画：2022年6月認定取得希望						2025年12月期： 2.51億円 (各国向け全品目の輸出予定額)	厚生労働大臣
81	シンガポール 台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 ・大和食品(株)和泉工場(大阪府)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考) 【シンガポール】事業者の計画：2022年6月申請予定、2022年9月認定取得希望 【台湾】事業者の計画：2022年6月申請予定、2022年9月認定取得希望						0.05億円程度	厚生労働大臣
82	シンガポール 台湾	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)熊本中央食肉センター(熊本県) (2022年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：(シンガポール)2022年4月申請予定、2022年6月認定取得希望 (台湾)2022年4月申請予定、2022年6月認定取得希望						2026年3月期： 1.15億円	厚生労働大臣 農林水産大臣

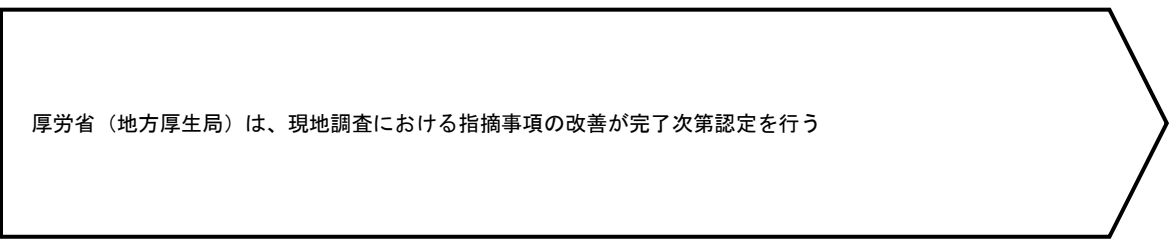
注：本項目における認定とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条における適合施設の認定を指す

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
83	シンガポール 台湾 香港 米国等	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・大阪市中央卸売市場南港市場（大阪府） （2024年施設整備完了予定）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事業者が2024年の竣工後早期に申請できるよう、農水省及び厚労省は、必要に応じ5者協議（※）を実施する等、技術支援を行う </div>					米国：0.4億円程度 その他（国・地域）：29.6億円程度 （事業者からの聞き取り）	厚生労働大臣 農林水産大臣
				※5者協議：輸出施設の整備検討の段階から農水省主催で厚労省（本省、地方局）、都道府県等（本庁、食肉衛生検査所／保健所）、事業者が施設整備、衛生管理、人材育成等について早期の認定取得が可能となるよう協議（以下同）						
84	シンガポール 台湾 EU	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・（株）クイックス（福岡県） （2022年3月施設整備完了）	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：（EU）2022年11月申請予定、2022年12月認定取得希望 （シンガポール）2022年11月申請予定、2022年12月認定取得希望 （台湾）2022年11月申請予定、2022年12月認定取得希望					2027年3月期： 1億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
85	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・スターゼンミートプロセッサー（株）（青森県） （2022年3月施設整備完了）	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2022年6月申請予定、2022年9月認定取得希望					2027年3月期： 30億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
86	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請予定】 ・とちぎ食肉センター（栃木県）	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2022年4月申請予定、2022年6月上旬認定取得希望					0.1億円程度	厚生労働大臣
87	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請中】 ・鹿児島市（鹿児島食肉センター）（鹿児島県） （2022年2月施設整備完了）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 厚労省は、事業者から提出された追加資料を審査の上、問題がなければ2か月以内に施設を認定* </div>					2025年4月期： 4.3億万円	厚生労働大臣 農林水産大臣
88	香港 米国 EU	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・IHミートバッカー（株）（青森県） （2023年施設整備完了予定）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 事業者が2023年の竣工後早期に申請できるよう、農水省及び厚労省は、必要に応じ5者協議を実施する等、技術支援を行う </div>					2億円（各国向け輸出額の合計）	厚生労働大臣 農林水産大臣
89	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【コンサル指導対応中】 ・丸本本間水産（株）（北海道） （2022年4月現地審査を予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2022年4月申請予定、2022年4～5月認定取得希望					2026年3月期： 0.46億円 （全輸出予定品目）	農林水産大臣
90	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・（有）カネキン川村水産（北海道） （月1回コンサル指導を予定）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2022年6月申請予定、2022年7月認定取得希望					2024年12月期： 1.89億円	農林水産大臣
91	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・丸栄水産（株）（北海道） （2022年3月コンサル指導実施）	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：2022年4月申請予定、2022年4～5月認定取得希望					2025年2月期： 14.09億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
92	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)丸正(北海道) (2022年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年5月以降に申請予定、2022年6月に認定取得希望						2026年10月期： 4億円	農林水産大臣
93	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)ヤマイチ水産(北海道) (2022年6月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年7～9月申請予定、2022年10月認定取得希望						2026年3月期： 2.88億円	農林水産大臣
94	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(有)秋田水産(北海道) (2022年4月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年5月申請予定、2022年7月認定取得希望						2024年2月期： 0.6億円	農林水産大臣
95	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定機関において審査中】 ・(株)小林商店(北海道) (2022年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う (参考)事業者の計画：2022年2月申請済み、2022年5月認定取得希望						2027年3月期： 1.2億円	農林水産大臣
96	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)オカムラ食品工業(青森県) (2022年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う (参考)事業者の計画：2023年3月申請予定、2023年12月認定取得希望						2024年6月期： 6.45億円	農林水産大臣
97	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)マルイチ水産LTD(青森県) (2021年9月施設整備完了)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年7月申請予定、2022年10月認定取得希望						2026年6月期： 0.1億円	農林水産大臣
98	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)三陸とれたて市場(岩手県) ・事業者は、申請に必要な資料全般を準備している。(2022年3月時点で資料案準備中)	厚労省(地方厚生局)は、申請資料案が提出され次第、技術的助言を行い、現地確認の上、問題がなければ認定を行う						—	厚生労働大臣
99	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定品目追加申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)ヤマナカ(宮城県) (2022年5月申請予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から認定品目追加申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う (参考)事業者の計画：2022年5月認定品目追加申請予定、2022年5月認定品目の追加希望						2023年3月期： 0.67億円 (認定取得予定品目)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月			9月以降
100	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)ハイブリッドラボ(宮城県) (2022年7月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・厚生省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2023年5月申請予定、2023年7月認定取得希望						2026年12月期: 1.26億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
101	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 ・(株)中外フーズ(福島県) (2022年1月施設整備完了)	【対応方針】 ・福島県は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う (参考)事業者の計画:2022年4月申請予定、2022年6月認定取得希望						2027年2月期: 2.09億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
102	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)ヤマイン(茨城県) (2022年4月施設整備完了予定(第一・第二両工場))	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:(第一工場)2022年4月申請予定、2022年5月認定取得希望 (第二工場)2022年7月申請予定、2022年8月認定取得希望						2027年1月期: 0.39億円	農林水産大臣
103	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)まるい(千葉県) (2022年7月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2022年8月申請予定、2023年9月認定取得希望						2027年9月期: 2.7億円	農林水産大臣
104	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・イヨスイ(株)(千葉県) (2022年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2022年5月申請予定、2022年9月認定取得希望						2023年8月期: 14.82億円	農林水産大臣
105	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)ヨンキュウ(神奈川県) (2022年4月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2022年5月初旬申請予定、2022年5月下旬認定取得希望						2025年3月期: 2.47億円	農林水産大臣
106	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)トミイチフーズ(富山県) (2022年2月施設整備完了)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2022年5月申請予定、2022年6月認定取得希望						2026年6月期: 0.91億円	農林水産大臣
107	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)いまる井川商店(静岡県) (2022年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2022年7月申請予定、2022年9月認定取得希望						2027年5月期: 1.2億円	農林水産大臣
108	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 ・山福水産(株)(静岡県) (2021年12月施設整備完了)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う (参考)事業者の計画:2022年4月申請予定、2022年5月認定品目の追加希望						2026年12月期: 0.7億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
109	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・マルヤ水産(株)(兵庫県) (次回コンサルの日程調整中)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：コンサル終了後、5月申請予定					2025年6月期： 1.0億円 (認定取得予定品目)	農林水産大臣
110	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)Fu(山口県) (2022年6月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年6月申請予定、2022年9月認定取得希望					2024年10月期： 0.43億円	農林水産大臣
111	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・愛南漁業協同組合(愛媛県) (次回2022年5月コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年5月申請予定、2022年8月認定取得希望					2026年3月期： 0.77億円	農林水産大臣
112	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)予州興業(愛媛県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年4月申請予定、2022年12月認定取得希望					2025年12月期： 1.2億円	農林水産大臣
113	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・森松水産冷凍(株)(愛媛県) (2022年5月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う (参考)事業者の計画：2022年5月申請予定、2022年6月認定品目の追加希望					2027年2月期： 8.37億円	農林水産大臣
114	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)宇和島プロジェクト(愛媛県) (2022年6月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年8月申請予定、2022年12月認定取得希望					2027年9月期： 2.56億円	農林水産大臣
115	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 ・愛媛県漁業協同組合(愛媛県) (2022年2月25日コンサル指導を実施、 2022年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う 事業者の計画：2022年6月申請予定、2022年8月認定品目の追加希望					2026年3月期： 1.67億円	農林水産大臣
116	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)土佐マリンベース(高知県) (2022年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年9月申請予定、2022年12月認定取得希望					2027年3月期： 0.5億円	農林水産大臣
117	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)吉田水産(福岡県) (2023年1月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2023年3月申請予定、2023年6月認定取得希望					2026年7月期： 0.2億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
118	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)高橋商店(福岡県) ・事業者は2021年10月に認定申請書を提出 ・厚労省(地方厚生局)は同年11月に現地調査を実施(同年12月に指摘事項を発生) ・事業者は2022年7月までに指摘事項に対する改善報告書を提出予定	 厚労省(地方厚生局)は、現地調査における指摘事項の改善が完了次第認定を行う						2025年2月期 : 0.35億円 (全品目の輸出予定額)	厚生労働大臣
119	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定機関において審査中】 ・(株)長崎ファーム(長崎県) (2022年3月申請済み)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2022年3月申請済み、2022年3月認定取得希望						2025年9月期 : 1.15億円	農林水産大臣
120	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・沓岐東部漁業協同組合(長崎県) (申請書類作成中)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2022年4月申請予定、2022年度中認定取得希望						2026年3月期 : 0.4億円	農林水産大臣
121	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)九州築地(宮崎県) (2022年3月コンサル指導実施)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2023年3月申請予定、2023年8月認定取得希望						2025年6月期 : 0.15億円	農林水産大臣
122	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)水永水産(宮崎県) (2022年4月コンサル指導を予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2022年4月コンサルとの打合せにおいて、申請及び取得予定を検討						2026年5月期 : 3.45億円	農林水産大臣
123	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)下園薩男商店(鹿児島県) (申請書類作成中)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2022年4月申請予定、2022年4~5月認定取得希望						2025年1月期 : 0.07億円 (認定取得予定品目(一部))	農林水産大臣
124	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(有)海幸(鹿児島県) (次回コンサルの日程調整中)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2023年2月申請予定、2023年3月認定取得希望						2025年12月期 : 0.48億円	農林水産大臣
125	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)ポント食品(鹿児島県) (2022年8月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う (参考)事業者の計画:2022年12月申請予定、2023年1月認定取得希望						2027年3月期 : 0.68億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
126	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)カネモ鯉節店(鹿児島県) (2022年4～5月にコンサル指導を予定)	【対応方針】 ・厚労省又は登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年中に申請予定、2022年中に認定取得希望						2026年6月期： 0.3億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
127	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・立石水産(株)(鹿児島県) (2022年3月コンサル指導実施)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年3月申請予定、2022年5月認定取得希望						2027年3月期： 0.19億円	農林水産大臣
128	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定機関により審査中】 ・三福水産(株)(鹿児島県) (2021年10月申請済み)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年3月現地調査、審査結果待ち						2026年12月期： 0.38億円	農林水産大臣
129	米国 EU	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・佐賀県食肉センター(佐賀県) (2022年7月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：2022年12月に申請予定、2023年3月認定取得希望						米国：0.3億円程度 EU：0.06億円程度 (事業者への聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
130	米国 EU	水産食品加工施設の認定及び認定品目の追加が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・松岡水産(株)(千葉県) (2022年7月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定及び認定品目の追加を行う (参考)事業者の計画：(米国)2023年1月申請予定、2023年7月認定品目の追加希望 (EU)2024年1月申請予定、2024年7月認定取得希望						2026年12月期： 0.8億円	農林水産大臣
131	米国 EU	水産食品加工施設の認定が必要	【農水省にて審査中】 ・(株)南予ピージョイ(愛媛県) (米国向けについては、登録認定機関が2021年4月に認定。EU向けについては、2022年4月以降、農水省審査実施予定)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：スクリーニング機関の審査終了後、本省審査予定						2026年3月期： 3.82億円	農林水産大臣
132	米国 EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)新海屋(宮崎県) (2022年1月コンサル指導実施)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画：(米国)2022年4月申請予定、2022年7月認定取得希望 (EU)2022年7月申請予定、2022年11月認定取得希望						(米国) 2027年5月： 1.5億円(認定取得予定品目) (EU) 2026年3月： 0.14億円(認定取得予定品目)	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
133	米国 EU	水産食品加工施設の認定が必要	【対米認定申請準備中】 ・KTM（株）（鹿児島県） （2021年3月15日EU認定取得）	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：（米国）2022年6月申請予定、2022年7月認定取得希望 （EU）2021年9月申請済み、2022年3月認定取得						2025年3月期： 1.44億円	農林水産大臣
134	ブラジル	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請中】 ・飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会（岐阜県） ・厚労省は、申請書の審査を行い、ブラジル政府に通知済み ・厚労省は、ブラジル政府への提出資料について確認中	【対応方針】 ・厚労省は、ブラジル政府の審査（現地調査を含む）が終了し、承認が得られたら、認定の通知を行う						2025年3月期： 6.78億円 （各国向け輸出額の合計）	厚生労働大臣
135	ブラジル	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請中】 ・4施設が申請中	認定申請を受け、現在ブラジル政府が審査中 厚労省は、ブラジル政府の審査（現地調査を含む）が終了し、承認が得られたら、認定の通知を行う						0.4億円程度	厚生労働大臣
136	EU	牛乳乳製品の輸出には施設認定が必要	EU向け牛乳乳製品の輸出については、EUの求める条件に適合した施設の認定が必要。現在、商業輸出のみならず、EUにおいて開催されるチーズの国際コンテストへの出品を志向する事業者が存在している状況。 EUで行われるチーズの国際コンテストへ出品する際にも施設認定等のEUの求める条件を満たすことが必要 農事組合法人共働学舎新得農場ほか1施設が申請準備中	農水省及び厚労省は農水省の支援事業を活用した事業者や輸出を志向する事業者に対し、5者協議の実施等施設認定に向けた取組をフォローする						0.1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
137	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【事前審査中】 ・（有）丸二永光水産（北海道） （スクリーニング機関の指摘を受けて1月に改善報告書を提出。4月に現地調査を実施予定）	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：スクリーニング機関にて審査中、審査終了後に農水省審査予定						—	農林水産大臣
138	EU	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【農水省にて審査中】 ・（株）山神（青森県） （2021年12月申請済み）	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定を行う （参考）事業者の計画：農水省の審査終了後、認定取得予定						2025年3月期： 3.85億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
139	EU	水産食品保管施設の認定が必要	【認定申請準備中】 ・(株)明豊(宮城県) (2022年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2022年4月申請予定、2022年6月認定取得希望						2027年10月期: 14.2億円	農林水産大臣
140	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル指導対応中】 ・(株)マリノス(千葉県) (コンサル指導日程調整中)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:コンサル終了後2022年4月申請予定、2022年6月認定取得希望						2025年12月期: 1億円 (EU向け全輸出品目の予定額)	農林水産大臣
141	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【農水省にて審査中】 ・(株)カネジョウ大崎(千葉県) (2021年11月申請済み)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2021年11月申請済み、農水省の審査終了後、認定取得予定						2025年12月期: 0.63億円	農林水産大臣
142	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向けコンサル検討中】 ・(株)オリエンタルフーズ(静岡県) (コンサル指導日程調整中)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:2023年6月申請予定、2023年12月認定取得希望						2024年3月: 0.03億円 (認定取得予定品目分)	農林水産大臣
143	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【農水省にて審査中】 ・熊本県海水養殖漁業協同組合(熊本県) (2021年12月7-8日に農水省の現地調査を実施、指摘事項を改善中)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:農水省の審査終了後、認定取得予定						2021年4~6月期: 1.28億円	農林水産大臣
144	EU	産地魚市場の認定支援	【事前審査中】 枕崎漁港高度衛生管理型荷さばき所(鹿児島県) 農水省の補助で整備した漁港における高度衛生管理型の産地魚市場について、EU-HACCP施設として認定を取得できるよう支援を行っている。 枕崎市漁業協同組合は、2021年1月26日、スクリーニング機関による現地調査を実施。現在、指摘事項の改善中であり、4月中に改善報告書を提出予定。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う (参考)事業者の計画:スクリーニング機関にて審査中、審査終了後に農水省審査予定						-	農林水産大臣

2 その他

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣		
				4月	5月	6月	7月	8月			9月以降	
145	米国	活ガキの輸出には国家貝類衛生プログラムの承認が必要であり、水域のモニタリングが必要	<p>輸出国は米国と同等の国家貝類衛生プログラムを策定し米側に申請・承認されることが求められる。</p> <p>同プログラムが承認されるためには、 ①米国向け輸出を目指す活ガキが、十分な期間にわたって日本版貝類衛生プログラムに基づき生産された実績があり、 ②米国FDAのプログラム審査のための現地調査時に、実際の生産が同プログラムに即して行われていることが確認できること 等が必要であることが判明。</p> <p>2020年7月、農水省及び厚労省は、プログラム案を米国へ提出するとともに、米国に対して追加的な情報の照会を行った。 2021年3月～9月、日本版貝類衛生プログラムについて説明及び日米両国の質問事項等に関して議論を実施。 不足している情報については今後提出予定。</p>	<p>農水省及び厚労省は、米国に対し日本の貝類衛生プログラムの概要を説明するとともに、米国からの質問等に対応</p>	<p>農水省及び厚労省は、提出したプログラム案に沿って、日本国内の輸出手続きを定めた要綱を作成</p>	<p>農水省は輸出に前向きな事業者のいる都道府県から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始</p>	<p>米国の審査状況を見つつ、プログラムに沿った運用開始を支援</p>	<p>都道府県によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要</p>	<p>農水省および厚労省は、都道府県によるモニタリング実施体制構築を支援</p>	<p>米国による現地調査を含む審査</p> <p>都道府県等によるモニタリングの実施が必要</p>	<p>0.5億円程度 (活・生鮮かきの輸出実績がある国々への平均的な輸出額と同程度)</p>	<p>農林水産大臣 厚生労働大臣</p>

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
146	米国	米国向け輸出養殖ブリの薬剤残留基準の設定	<p>日本国内で養殖ブリに使用されている抗生物質（アンピシリン、エリスロマイシン）について、米国では魚類のインポートトレランス（輸入製品に関する残留基準値）が設定されておらず、米国向け輸出拡大に支障が生じている。</p> <p>農水省は、事業者を支援し、2020年10月にアンピシリンのインポートトレランス設定を米国側へ申請済。2022年1月に米国当局から追加書類提出の要求があり、対応中。</p> <p>農水省は、エリスロマイシンのインポートトレランス申請に必要なデータを取りまとめ中。取りまとめ後、申請予定。</p>							200億円 （ブリの米国向け輸出額：2020年96億円、2019年159億円、2018年128億円）	農林水産大臣
147	米国	米国向け水産物の輸出に係る海産ほ乳類保護法（MMPA）への対応	<p>2023年1月以降、米国は海産ほ乳類保護法（MMPA）の実施規則に基づき、米国と同等の混獲削減措置を導入していない漁業由来の水産物の輸入を禁止する予定。</p> <p>2021年11月末、農水省は、輸出実績のある又は輸出見込みのある魚種に係る漁業種類について同等性審査を申請。</p> <p>米国は、各国から提出されたデータを下に同等性について審査中。</p> <p>審査結果によっては、一部の水産物について、輸出時に証明書を求められる可能性。</p>							300億円程度 （米国向け輸出水産物の輸出額：2020年238億円、2019年343億円、2018年333億円）	農林水産大臣
148	米国 EU	事業者への輸出先国規制の情報支援 容器・包装（食品接触材料）の規制	<p>・EUや米国FDAの包材に関する規制の確認が難しい。</p> <p>・EUの基準に準拠している旨の適合宣言書の対応に苦慮している。</p> <p>・農水省は、EU等における容器包装規制の調査及び事業者への情報提供のためセミナーを実施（2022年2月28日、3月4日）。</p>	<p>【対応方針】 農水省は、厚労省と連携して輸出先国・地域の食品の容器・包装に係る規制、あるいは事業者からの規制適合品等の要望・意見について、継続的に収集、調査を行い、情報提供する仕組みを検討する</p>						536億円 （加工食品輸出額：2020年；3,740億円、2019年；3,271億円）	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
149	EU	輸出向け原料に使用する生乳生産農場はブルセラ症・牛結核の検査が必要	農場におけるブルセラ症、牛結核の検査について、農水省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済。 農水省は、検査費用を補助する補助事業の公募を実施。	国内のチーズ工房等を対象に原料乳を製造する農場において、施設認定のスケジュールとの整合を図りつつ、ブルセラ症・牛結核の検査を実施						0.1億円（再掲） （輸出の前提となる衛生条件） なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEコードに基づき牛結核・ブルセラ症について清浄化を達成する必要。	農林水産大臣
150	EU	2021年4月21日から施行された新たな混合食品規制への対応	2021年4月からの新規制において、加工食品に含まれる動物性加工済原料はEU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していること等を証明する公的証明書又は自己宣誓書が必要となった。 動物性加工済原料を含む調味料や菓子等多くの品目のEU向け輸出が新たな規制の対象になった。 輸入される動物性加工済原料に対して、EU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していること等を証明する証明書が発行されるよう生産国と協議中（NZから輸入される肉製品、乳製品、水産食品については、合意済）。	<ul style="list-style-type: none"> 農水省は、取扱要綱に基づき、公的証明書を発行する（2021年4月～） 農水省は、規制に関する新たな情報や支援措置等について、関係する事業者にも周知する 農水省は、EU向け加工食品に使用する動物性加工済原料を輸入する際にEU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していること等を証明する証明書が発行されるよう、各国アタッシェを通じて輸入国当局と協議する 農水省は、EUの基準を満たした経節等の動物性加工済原材料についてEU向け輸出取扱施設や輸出量を増やすため、引き続き、商品開発や施設改修等に係る支援を行う 						25億円◇ （加工食品の対EU輸出額：2019年247億円、2018年222億円）	農林水産大臣
151	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ NZ、EU等	一元化的な輸出証明書の発給システムの整備	食品衛生に関する証明は地方厚生局等、放射性物質検査証明や産地証明は農水省に申請する必要があるなど、輸出証明書の申請先が複数部署にまたがるため分かりにくく、窓口の一元化が求められている。 農水省は、関係省庁（財務省及び厚労省）とともに、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から、全ての種類の証明書を対象として、本格運用を開始。 地方農政局等が発行する放射性物質検査証明書等について、より速やかに発行してほしいとの意見がある。	<ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出促進法に基づき国や地方公共団体が証明書発行機関となる輸出証明書について、発行申請・交付をワンストップで行うため、新たに構築した一元的な輸出証明書発給システムの運用を行う 農水省は、輸出証明書発給の更なる利便性向上を図るため、発行手数料のオンライン納付機能など、システムの機能追加等に係る開発を進める <p>農水省及び厚労省は、一元的な輸出証明書発給システムに参画しない地方公共団体に対して、参画の働き掛けを進めていく</p> <p>農水省は、輸出証明書の電子化の取り組みを進めるため、電子メールで輸出証明書の送付を行っている事例を他の国・地域でも適用できるように働きかけを行う</p> <p>農水省は、システムを活用した輸出証明書の発行について、随時、速やかな審査・発行対応に向けた業務の見直し（審査基準の統一化等）を進める</p>						14,439億円◇ （輸出証明書発行対象国への農林水産物・食品の輸出額：2021年11,446億円、2020年9,074億円）	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
152	各国共通	輸出に関する一元的な相談窓口	2020年4月、農水省に輸出事業者からの様々な相談に応じる一元的な相談窓口を設置。	<p>農水省は、相談窓口の積極的な周知を図るとともに、地方農政局等や関係省庁、関係機関に寄せられる輸出に係る相談について、対応内容が共有できるネットワークを活用し、積極的な対応を推進する</p> <p>農水省は、輸出事業者が知りたい情報に速やかにアクセスし、課題解決に繋がられるよう、随時、ホームページを分かりやすく見直す</p>					14,439億円◇ (輸出証明書発行対象国への農林水産物・食品の輸出額：2021年11,446億円、2020年9,074億円)	農林水産大臣
153	北米 EU オセアニア アジア	輸出向け青果物及び茶に係る残留農薬基準の設定	<p>農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、</p> <p>1 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。(当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。)</p> <p>2 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。</p>	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省及び厚労省が協議の体制を整備し、インポートトレランス申請の効率化について協議を行う 事業者は、補助事業を活用し、輸出先国等に基準値設定の申請(再設定の申請も含む)をする 農水省は、厚労省の協力も得つつ、データを整理し、輸出先国等に対して基準の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかける 厚労省と連携の上、Codex基準の設定に向けて優先リストへの掲載を提案する <p>農水省は、事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留農薬基準値の設定申請を行う剤及び対象国等の選定(4月) 選定剤の申請に必要な作物残留試験等の実施(4月～) <p>農水省が厚労省と連携の上、Codex委員会の関係部会に優先リストへの記載を提案することによって早期に基準の設定を目指す</p>					20.4億円(インポートトレランス申請先への輸出可能性額)	農林水産大臣
154	全輸出先国・地域	食品添加物などの食品関連規制	<ul style="list-style-type: none"> 輸出先国・地域で規制されている物質を含む加工食品の輸出ができない。 輸出先国・地域の規制の調査、対応に時間を要する。 輸出先国・地域で使用可能な食品添加物について、事業者が自ら調査するのが困難。 EUの食品添加物規制について事業者が使用しやすいように取りまとめ、HP上で提供する予定。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出先国・地域の食品関連規制(食品添加物、有害化学物質、等)を調査する 農水省は、調査した食品関連規制について事業者へ情報提供を行う <p>農水省は、EUの食品添加物規制について使用可能な食品カテゴリーや使用基準について調査し取りまとめ、事業者が使いやすいレベルの情報をデータベース化してHP上で提供する</p> <p>EU以外の国・地域についても同様に、食品添加物のデータベース化、情報提供を推進する</p>					536億円 (加工食品輸出額：2020年；3,740億円、2019年；3,271億円)	農林水産大臣
155	共通	植物検疫協議を実施する対象国・地域、品目の選定	限られた時間や人員などのリソースを最大限に活用して効果的・効率的に協議を進める必要がある。	<p>【対応方針】</p> <p>1. 農水省は、都道府県を通じて、産地、事業者等から植物検疫の解禁協議等の要望について調査を行い、外部有識者等の意見を踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> 我が国における生産量・額が高く輸出の見込みがあること 輸出先国における需要が強く継続的な輸出が見込まれること 農林水産業者又は食品事業者から強い輸出の意向が示されていること 輸出先国の政府機関等との他の協議事項も鑑み早期に協議が整う可能性が高いこと <p>等の観点から検討を行う</p> <p>2. 検討結果について、農林水産物・食品輸出本部が作成する実行計画に盛り込む</p>					—	農林水産大臣

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
156	産地毎の対象国・地域	輸出産地による輸出事業計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年3月までに1287産地・担い手のリストを公表 ・2022年3月末までに104策定主体で輸出事業計画を認定済み。164策定主体で計画を策定中。 	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水省及び財務省は、引き続き輸出事業計画の策定を予定している産地・担い手に対して計画策定の支援を行う ・農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う ・農水省は、輸出事業計画の策定を行わない産地について、産地リストでの取扱いを検討する 						—	農林水産大臣 財務大臣
157		品目団体の育成	品目団体が業界の輸出の中心的な役割を果たすよう、組織化と活動強化を推進。	<p>農水省は、品目団体を認定する仕組みを創設する等のため、「農林水産物及び輸出の促進に関する法律」の改正を目指す。改正後は、認定を目指す団体への説明、指導等を実施。</p> <p>新設、再編、定款変更等が必要な団体に向け、農水省及び財務省は、専門人材も活用しながら必要な支援を実施</p> <p>農水省は、品目団体の活動強化に向け必要な支援策を実施</p>						—	農林水産大臣 財務大臣
158		JETROと品目団体等の連携強化	品目団体とJETRO・JFOODOの連携強化を推進。	<p>農水省は、経産省と連携し、財務省の意見も聞きつつ、夏を目途にJETRO運営審議会分科会の第3回会合を開催し、さらなる連携強化のための議論・意見交換を実施</p> <p>農水省及び経産省は、品目団体等による海外販路開拓・商流構築、輸出産地に対する支援を実施</p> <p>農水省及び経産省は、財務省の要望も聞きつつ、品目団体等と連携して戦略的プロモーションを実施</p>						—	農林水産大臣 経済産業大臣 財務大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
159	シンガポール	輸出先国・地域における政府の支援体制の強化	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する	輸出支援プラットフォーム関係者による会合開催	ローカルスタッフの雇用など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備	輸出支援プラットフォームを機能させるため、農水省は、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める	現地発のオールジャパンでのプロモーション活動の企画・調整 現地発の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信				農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
160	タイ	輸出先国・地域における政府の支援体制の強化	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する	輸出支援プラットフォーム関係者による会合開催	ローカルスタッフの雇用など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備	輸出支援プラットフォームを機能させるため、農水省は、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める	現地発のオールジャパンでのプロモーション活動の企画・調整 現地発の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信				農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
161	台湾	輸出先国・地域における政府の支援体制の強化	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する	農水省は、輸出支援プラットフォームの立ち上げに向け、日本台湾交流協会と連携し準備を進める	輸出支援プラットフォームを機能させるため、農水省は、日本台湾交流協会における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める						農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月		
162	中国	輸出先国・地域における政府の支援体制の強化	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する	輸出支援プラットフォーム関係者による会合開催	ローカルスタッフの雇用など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備	輸出支援プラットフォームを機能させるため、農水省は、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める	現地発のオールジャパンでのプロモーション活動の企画・調整 現地発の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣	
163	ベトナム	輸出先国・地域における政府の支援体制の強化	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する	輸出支援プラットフォーム関係者による会合開催	ローカルスタッフの雇用など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備	輸出支援プラットフォームを機能させるため、農水省は、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める	現地発のオールジャパンでのプロモーション活動の企画・調整 現地発の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣	
164	香港	輸出先国・地域における政府の支援体制の強化	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する	輸出支援プラットフォーム関係者による会合開催	ローカルスタッフの雇用など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備	輸出支援プラットフォームを機能させるため、農水省は、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める	現地発のオールジャパンでのプロモーション活動の企画・調整 現地発の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月			9月以降
165	米国	輸出先国・地域における政府の支援体制の強化	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する	輸出支援プラットフォーム関係者による会合開催	ローカルスタッフの雇用など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動の企画・調整 ・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 			輸出支援プラットフォームを機能させるため、農水省は、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
166	EU	輸出先国・地域における政府の支援体制の強化	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する	輸出支援プラットフォーム関係者による会合開催	ローカルスタッフの雇用など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現地発のオールジャパンでのプロモーション活動の企画・調整 ・現地の有益な情報をカントリーレポートとして適時配信 			輸出支援プラットフォームを機能させるため、農水省は、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める	—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
167		輸出先国・地域における政府の支援体制の強化	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する	外務省は、農水省と連携して、在外公館に輸出促進アドバイザーを設置し、現地法令・輸入規制に関する情報提供、現地政府への働きかけに関する助言、人脈形成支援を受けつつ、日本産農林水産物・食品の輸出拡大につなげる					—	外務大臣 農林水産大臣	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
168		効率的な輸出物流の構築及び輸出コストの低減のための取組の推進	農水省及び国交省は、「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」を開催し、国内陸上輸送の短縮のための地方港湾・空港の活用、そのために必要な物流拠点の整備・活用など、取り組むべき事項を整理した。 輸出促進法の改正を前提に、輸向けへの施設整備や長期運転資金への税制・金融上の特例措置を創設。 今通常国会に輸出促進法の改正法案を提出済み。	<ul style="list-style-type: none"> 農水省は、輸出物流構築緊急対策事業により大ロット化・混載促進に向け、産地・物流拠点を単位とした、輸出品目・物量・輸出インフラ（空港、港湾、物流施設等）、輸出ルート・輸送手段等の環境調査及びネットワーク形成に向けた関係者の合意形成等を推進するとともに、最適な物流ルートの確立、大ロット化・混載促進のための拠点確立等に向けたモデル実証、輸出物流構築に向けた設備・機器のリースによる導入を支援する 農水省は、地方の港湾・空港を活用した効率的な輸出物流の構築に向け、輸出産地、物流事業者、行政など関係者間での合意形成を促進する 農水省及び国交省は、「産地・港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進事業」を活用し、コールドチェーンの確保のために必要な施設等の整備を支援する。また、農水省は関係者と連携しつつ、輸出商流から捉えた新たな輸送ルート・輸送手法等を検討する。 国交省は、海外におけるコールドチェーンの確保の観点から、鮮度保持・品質管理を図るため、日本式コールドチェーン物流サービスの標準化を進める 							農林水産大臣 国土交通大臣
				品目団体が規格等の作成に向けた取組を行う場合、必要な支援を実施する							
169		加工食品の輸出拡大に必要な設備投資の促進及び地域の中小食品事業者の輸出体制の構築	<p>（食品クラスター）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小・中堅の食品産業事業者が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を行う取組の支援を検討。 <p>（食品添加物）</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出先国の規制に対応する食品添加物等への転換の支援を検討（加工食品の国際標準化）。 	<ul style="list-style-type: none"> GFP加工食品部会の中の「加工食品クラスター分科会」（令和4年度当初予算）を通じて議論 農政局別、都道府県別、協同組合、協議会等との意見交換による潜在的な加工食品クラスターの掘り起こし GI取得も念頭に関係部局と連携 令和3年度補正予算「加工食品輸出産地確立緊急対策」を活用 昨年度掘り起こし補助事業活用した、活用する単一品目、複数品目の輸出団体（播州乾麺輸出拡大協議会、木桶仕込み輸出促進コンソーシアム、大潟村あきたこまち生産者協会等）と更なる輸出拡大に向けて議論を深化 							農林水産大臣
				<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度～7年度にかけて、当初・補正予算を活用しつつ食品添加物（着色料、甘味料、調味料、乳化剤、保存料等）の日本を含む11カ国の比較・早見表を作成 令和4年度は着色料について実施 GFP加工食品部会の中の「食品添加物分科会」を活用し、食品製造メーカー、日本食品添加物協会、食品添加物メーカーとの連携構築を検討 							
				<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度補正予算を活用して、7月までに1カ国について食品添加物の比較・早見表（仮版）を作成 						<ul style="list-style-type: none"> 仮版の早見・比較表について、事業者アンケートを実施し要望を反映 残りの10カ国について作成 	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
170		新品種や農業技術等の知的財産の保護・活用	<ul style="list-style-type: none"> 改正種苗法に基づく海外持出制限や農業者による増殖の許諾制等を活用した育成者権者による新品種の保護を推進 海外での品種登録を支援し、これまで100品種以上が海外で品種登録済み。併せて、侵害対策への支援や侵害実態等の調査を実施 海外出願が円滑に進むよう、東アジア地域における複数国同時出願を可能とするe-PVP Asiaの開発を推進 日本のイニシアチブによりASEAN+日中韓の13カ国から成る「東アジア植物品種保護（EAPVP）フォーラム」を設立し、東アジア地域の連携による品種保護制度の整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 農水省は、改正種苗法を活用した育成者権の実効性のある保護・活用を推進するため、海外における育成者権の取得や侵害対策を支援するとともに、防衛的許諾等の侵害対策や登録品種の管理手法の高度化について検討する 農水省は、e-PVP Asiaの令和4年度内の開始を目指し、参加国及びUPOVとe-PVP Asiaの開発、実施に向けた取組を推進する 農水省は、参加国の拡大の取組等を支援する 農水省は、EAPVPフォーラム年次会合及び国際セミナーの開催（6月）に向けた取組を支援する 農水省は、年次会合で採択された各国での協力活動を支援する 							農林水産大臣
171		和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護・適正な流通管理	<ul style="list-style-type: none"> 和牛遺伝資源について、通知等により譲渡契約の締結を促進し、家畜人工授精用精液の生産を行う全ての県を始め、ほとんどの家畜人工授精用精液生産事業者で譲渡契約の締結等による不正競争防止の取組を実施。 全国の家畜人工授精所における流通管理の確認等のための定期的な立入検査及び家畜人工授精所による自己点検を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 農水省は、家畜遺伝資源に関するガイドラインの徹底、和牛遺伝資源の譲渡契約の締結促進等による不正競争防止の取組を推進するとともに、家畜改良増殖法に基づき家畜人工授精用精液・家畜受精卵の適正流通の徹底を図るため、ホームページ、パンフレットによる情報発信や地方農政局等担当者会議等を実施 農水省は、令和4年度「和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業」（畜産業振興事業）において、以下の取組を推進 <ul style="list-style-type: none"> 家畜改良増殖法に基づく譲渡等記録簿の整備、保存や家畜人工授精所の毎年の運営状況の報告などの義務について家畜人工授精師等に対する研修会の開催 家畜人工授精用精液等の適正流通のための普及啓発 農水省は、令和3年度までに実施した全国の家畜人工授精所への立入検査及び法令の遵守状況に係る調査結果等を踏まえ、令和4年度中に、立入検査の実施等により法令遵守の徹底を図り、更なる流通管理の適正化を推進 農水省は、家畜人工授精所からの報告等の情報を集約するための全国システムの構築・運用を図り電子化を推進。また、「持続的生産強化対策事業のうち畜産経営体生産性向上対策」により全国システムの機能強化を推進 							農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
172		流通行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表JASをコメ、メロンなどで制定	・スマートフードチェーンの社会実装を進めるため、事業者へのインセンティブ付与や消費者への価値訴求を図るフードチェーン情報公表JAS（仮称）の策定についてコメ、メロンなどについて検討。	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムの研究コンソーシアムにおいて、スマートフードチェーンにおける実証試験を実施。メロン等のフードチェーン情報公表JAS（仮称）規格策定に向けた準備を進める。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>令和4年度末までにフードチェーン情報公表JAS（仮称）の策定を目指す</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム輸出ワーキンググループにおいて、実証の実施及びJAS規格・基準案を検討。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>令和5年度産米からの実現を目指す</p> </div> </div>						—	農林水産大臣
173		品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題解決への対応	令和2年度補正予算及び令和3年度補正予算において、2021年3月に公表した輸出拡大に向けた技術的課題のうち対応する課題の研究開発を実施。また、各地方で開催された「地域研究・普及連絡会議」において収集した輸出拡大に向けた技術的課題を踏まえ、2022年3月末日を目途に課題を更新。	<p>農水省は、令和2年度第3次補正予算「スマート農業技術の開発・実証プロジェクトのうち輸出促進のための新技術・新品種開発」において、令和3年度から令和5年度の3年間で研究課題を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性を向上させ、輸出に仕向けられる果実供給量を増加させるための、省力樹形に適した果樹品種・系統の選定と最適な栽培管理方法の開発（りんご・かんきつ） ・春節に向けたシャインマスカット輸出のための、長期鮮度保存技術の開発（ぶどう） ・輸出量を確保するためのサツマイモ基腐病抵抗性に優れた系統の開発（かんしょ） ・国産大豆を使用した味噌・醤油等の輸出増加のための、国産大豆の生産基盤強化のための極多収品種の育成（味噌・醤油） <p>農水省は、令和3年度補正予算「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち輸出拡大のための新技術開発」において、令和4年度から令和6年度の3年間で研究課題を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出拡大を図るための大規模安定生産技術の開発（いちご） ・健全な苗や種いもの供給効率の向上、生産工程における発病リスクの低減のためのサツマイモ基腐病総合的防除体系の開発（かんしょ） ・甘く美味しい果実を安定的に生産し輸出するための高糖度果実安定生産技術と鮮度保持技術の開発（かんきつ） ・輸送中の腐敗も発生による経済喪失を低減するための青果用かんしょの出荷工程における腐敗低減技術の開発（かんしょ） <p>・農水省は、把握した輸出拡大に向けた技術的課題に優先的に取り組めるよう、令和5年度の研究予算での対応方針等について検討し、結論を得る</p> <p>・農水省は、輸出関係の各種会議における輸出事業者等との意見交換を通じて、更なる技術的な課題の把握を実施 農水省は、各地方で開催された「地域研究・普及連絡会議」において、輸出拡大に向けた技術的課題の更なる収集を行い、輸出拡大に向けた技術的課題について整理</p>						—	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
174		日本の食や食文化の発信	<p>コロナ収束後のインバウンドの回復に向け、魅力的な食体験コンテンツの造成及び情報発信を支援するとともに、インバウンドを輸出につなげる取組を強化。</p> <p>海外の消費者への日本の食品の調理方法等を発信。</p>	<p>農水省は、引き続き新型コロナの状況を見つつ、バーチャルトリップ等の情報発信を支援するとともに、SAVORJAPANのデジタルプラットフォームの再構築に取り組む</p> <p>農水省は、左記をはじめとして、インバウンドを輸出につなげる取組（ECサイトを通じた物販等）の強化に必要な支援策を検討</p> <p>農水省は、左記をはじめとして、インバウンドを輸出につなげる取組の強化に必要な令和5年度事業について概算要求</p> <p>農水省は、海外の消費者へ向けて日本食・食文化や日本産食材の魅力を伝える記事を制作・発信（年間30本程度（月2～3本程度））</p> <p>農水省は、海外の消費者向けに日本産食材を使用した料理のレシピ動画を制作（欧州、北米、アジアの有名料理学校等の協力の下、日本産食材を使用した料理レシピ各10本程度（計30本）を制作） 【発信は10月以降を予定】</p>						—	農林水産大臣

(参 考)

(参考)

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
175	インド	りんごの輸出解禁	2022年3月に輸出解禁済み。	対応済み						1億円	
176	インド	食品のNON-GM証明書	2022年3月に証明書様式に合意、農水省においてNON-GM証明書を発行するべく体制を構築、4月に取扱要綱(案)を公表済み。	対応済み						1億円	
177	インド	醤油の規格見直し	改正規格の早期施行と特別措置の実施承認について要請し、特別措置が認められ、2021年1月、特別措置枠で輸出された商品のインド側での輸入通関手続きも完了した。	対応済み						0.2億円程度	
178	インドネシア	インドネシア向け鮮魚輸出にかかる衛生証明書の即日発行の体制整備	2021年1月7日、インドネシア政府は輸出水産物のうち、空輸される鮮魚についても衛生証明書を要求。輸出当日の朝に鮮魚を買付け、同日午前航空便で輸出する現在の商流に対応するため、インドネシア政府とPDF形式の衛生証明書の発行及び確認方法について協議するとともに、衛生証明書の即日発行体制を整備。 2021年1月29日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	対応済み						1.2億円程度	
179	インドネシア	インドネシア向け観賞魚(鯉及び金魚)輸出にかかる地方自治体の衛生証明書の発行	2021年2月、インドネシア政府から要求のあった観賞魚輸出にかかる地方自治体の衛生証明書発行機関に関する情報(連絡先等)を提供するとともに、衛生証明書の発行及び確認方法について協議。 2021年3月1日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	対応済み						2.6億円程度	
180	インドネシア	米の輸入許可手続きの停滞	2021年1月、輸入事業者に対し商業省からジャボニカ米の輸入許可が下りたことを確認した。	対応済み						0.3億円 (対インドネシア輸出額 2020年 0.03億円、2019年 0.25億円)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
181	シンガポール	原発事故に伴い、 ・福島県産林産物・水産物、福島県の一部市町村産の全食品に放射性物質検査報告書を要求等	2021年5月、シンガポール政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み							486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	
182	シンガポール	牛肉処理施設の認定が必要	（株）にし阿波ビーフ シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年10月に認定。	対応済み							0.36億円程度 （事業者への聞き取り）	
183	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	（株）いわちく（岩手県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2021年3月に認定。	対応済み							0.2億円程度	
184			（株）ミートランド（秋田県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2019年5月に認定。	対応済み							0.6億円程度 （No183、184、185の合計）	
185			（株）越谷食肉センター（埼玉県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年3月に認定。	対応済み								
186			県北食肉センター協業組合（埼玉県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年8月に認定。	対応済み								
187			（株）ミヤチク都農工場（宮崎県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2022年4月に認定。	対応済み							0.1億円程度	厚生労働大臣
188	シンガポール	豚肉加工品は生産施設のHACCP認定が必要	2018年10月に現地調査を受け入れ。 2019年3月に衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。 2019年5月、農水省及び厚労省は、シンガポールと衛生証明書様式について合意。 2019年5月31日、輸出要綱公表。	対応済み							0.25億円程度	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
189	シンガポール	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施設認定権限がシンガポール側にある	・現地調査を受け入れ、牛肉・牛肉加工品、豚肉・豚肉加工品については、日本側が認定権限を取得。 ・2019年5月31日、牛肉、豚肉及びこれらの製品の施設認定権限の日本への移譲、衛生証明書様式の変更に合意。	対応済み						2018年シンガポール向け輸出実績： (牛肉) 15.8億円 (豚肉) 1.2億円	
190	シンガポール	食肉加工品への外国産原料の使用	シンガポール向け食肉加工品の原料肉は国産に限られており、外国産が使用できない。 ・2019年7月、外国産原料の使用についてシンガポールに要請。 ・2020年1月、シンガポールより外国産原料の使用を認める旨の回答あり。 ・2020年9月、要綱改正。	対応済み						1.8億円 (2019年の香港向け豚肉加工品輸出実績)	
191	シンガポール	家きん肉の解禁協議	・厚労省及び農水省は、2019年5月中に輸出要綱を公表。 ・家きん肉及び家きん肉製品、卵製品について衛生証明書様式の策定。	対応済み No.11に移行						0.01億円程度	
192	シンガポール	食鳥のと体の洗浄基準が国内向けとの基準と矛盾	・国内については、100ppm～150ppmの次亜塩素酸ナトリウムによりと体を浸漬して洗浄するケースが多いが、シンガポールは50ppm以下で噴霧のみの使用を認めている。 ・シンガポールより、2019年6月に50ppm以下の次亜塩素酸ナトリウムの浸漬での使用を認める連絡 ・厚労省は、7月2日付けの対シンガポール輸出食肉等に係るQAIにより周知（輸出要綱も改正（8月中））。	対応済み						0.01億円程度	
193	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、大分県、宮城県が認定に係る申請書をシンガポールに提出し2019年3月に承認済み。 2019年6月にシンガポール側から衛生証明書様式に合意するとの連絡があった。	対応済み						4件。0.4億円 (三重県の輸出目標額1千万円/年から推計)	
194			三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、広島県、福岡県が認定に係る申請書をシンガポール側に提出。	対応済み（シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱に沿って対応）							

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
195	シンガポール	水産物のピブリオ・フルビアリスに関する規制明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年4月、輸出業者から、「シンガポール向けに輸出した冷凍カキからピブリオ・フルビアリス (<i>Vibrio fluvialis</i>: 下痢、嘔吐、腹痛等の食中毒症状をもたらす細菌) が検出され、輸入差止めを受けた。」との連絡があったが、当該細菌のシンガポール側基準値が明らかとされていないため、シンガポール側に照会。 ・シンガポール側からの回答により、検査方法及び基準値が明らかとなったことから、2020年11月に農林水産物・食品輸出本部のHPに情報を掲載し、関係事業者等に周知。 	対応済み						1億円 [◇] (冷凍カキの対シンガポール輸出額: 2019年1億円、2018年0.5億円)	
196	韓国	畜産加工品(食肉加工品、乳加工品及び卵加工品)の輸出には衛生証明書が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年9月までに証明書様式と発行体制について韓国側と合意。 ・農水省及び厚労省は、2021年12月28日に取扱要綱を改正、2022年1月1日より証明書発行開始。 	対応済み						1.8億円程度	
197	タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省は、生鮮品についての①申請時提出書類の統一化・簡素化、②再輸出時の提出資料免除、③出荷前の原産品審査の改善措置を含む通知を2019年7月に日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口へ改善措置を通知し、これに基づく運用を実施中。 	対応済み						—	
198	タイ	豚肉の解禁協議	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年7月23日に輸出検疫条件及び証明書様式についてタイ側と合意し、8月8日に輸出要綱を策定。 	対応済み						0.01億円程度	
199	タイ	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・随時認定済み。 	対応済み						0.01億円程度	
200	タイ	2019年8月から、青果物の選果・梱包施設は衛生基準を満たした証明書が必要	<ul style="list-style-type: none"> 民間の食品安全マネジメント協会(JFSM)とその認証を受けた監査会社、一部の都道府県及び国は、必要な証明書の発行体制を整備済み。 	対応済み						3.3億円 [◇] (対タイ野菜・果物全体輸出額: 2018年: 12.8億円、2017年: 8.9億円)から推計)	
201	タイ	かんきつ類の条件変更(査察制への移行)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年5月17日付けで、条件変更(日本産かんきつ類の査察制への移行)が実現。 	対応済み No. 12に移行						0.26億円 (対タイ輸出額: 2018年0.31億円、2017年0.17億円)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
202	タイ	パラコートやクロルピリホスの規制強化	2019年10月、タイ国家危険物委員会(NHSC)がグリホサート、パラコート及びクロルピリホスの使用禁止の決議を採択。 2020年5月、タイ工業省がパラコート及びクロルピリホスの使用禁止を告示、それに伴いタイ保健省がこれらの物質の食品からの検出を禁止する告示案を発表。日本から①Codex基準より厳しい基準を制定する科学的根拠及び②不検出とする場合の検出限界並びに分析方法を提示するようコメントを提出。タイからは、①国内法で使用禁止となったため、輸入食品からも不検出とする旨の回答があり、②は公表された。 国内関係者への最新の情報の周知及び活用できる支援策の紹介等の対応を引き続き実施する。	対応済み							
203	タイ	タイ向け食品製造施設への衛生基準適合の証明書の要求	輸出の際に、その食品の製造施設がタイ保健省で定める衛生基準等に適合していることの証明書(GMP証明書)を要求する規則を公布。 既存の事業者に対しては、2021年10月7日から本規則を適用。農水省はGMP証明書の発行体制を整備したほか、大使館を通じて使用可能な証明書(JFS-B等)を確認。それらの情報は農水省及びJETROのHPに掲載し、事業者へ情報提供。	対応済み						178億円程度◇ (2020年農水産物の輸出額397億円の半分程度)	
204	タイ等	各国ごとに定められた禁止成分	牛肉エキス、部分水素添加油脂等の禁止成分に係る情報提供を実施。	対応済み							
205	タイ フィリピン	加工食品の輸出は商品登録が必要	タイ・フィリピンでの登録手続に時間を要していた事案について、現地当局との調整を実施。	対応済み						タイ：0.7億円◇ フィリピン：0.4億円◇ (加工食品の対タイ輸出額：2019年71.5億円、2018年67.2億円、対フィリピン輸出額：2019年41.7億円、2018年35.3億円)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
206	台湾	牛肉処理施設の衛生管理基準が厳格化される予定 施設追加の手順が定められておらず、希望施設はあるものの、追加ができない。	・2018年12月に台湾による現地調査を実施。 ・厚労省は、2019年7月に台湾側より示された施設追加の手順に基づき、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。	対応済み						台湾向け輸出施設数の維持・拡大（台湾向けの輸出実績（2018年）：40.7億円）	
207	台湾	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 ＜事業者の要望＞ 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を发出。	対応済み						36億円程度◇	
208	台湾	牛肉の施設認定権限が台湾側にある。 （日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。）	厚労省及び農水省が、認定権限を台湾から日本に移すよう協議済み。 ・2019年5月に、厚労省及び農水省は日本台湾交流協会を通じて、台湾側の状況確認。 ・2019年7月に台湾側より、施設の新規登録においては、基本調査票及び日本側の現地調査資料を提出する必要がある旨連絡があった。 ・厚労省は、2019年8月に要綱を作成し发出。	対応済み						41億円◇ （対台湾輸出額：2018年40.7億円、2017年13.7億円）	
209	台湾	既存の牛肉輸出施設について、要綱への対応が必要	・厚労省は、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。 ・厚労省は、2019年9月5日、既存の牛肉輸出施設に対し、要綱への適合状況を確認するために必要な資料の提出を依頼。 ・事業者は、要綱への適合状況を確認するために必要な資料を2019年10月末までに厚労省に提出。 ・厚労省は、2020年8月に要綱への適合性確認を完了。	対応済み						台湾向け認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額）1.4億円◇	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
210	中国	食用活水産物の衛生証明書発行の際の有害物質検査	<p>・中国向け食用活水産物の衛生証明書発行申請において、輸出者に対し、活水産物の有害物質（カドミウム、無機ヒ素）の輸出前検査を行い、中国側基準値を下回っていることを示す検査結果を添付するよう求めているが、検査費用が掛かり、また、結果判明に時間を要することから、検査の緩和・撤廃について要望があった。</p> <p>・近年の有害物質検出状況を踏まえ、2020年9月28日に要綱を改正。検査基準を廃止し、中国側の衛生要件に対する違反状況等を踏まえ、必要に応じ検査実施を求めることとした。</p>	対応済み						2億円程度 (2019年実績：1.7億円、2018年実績：0.8億円)	
211	中国	水産物の輸出には中国政府による施設登録が必要	<p>厚労省は、中国側から輸出品目等の登録要請を受け、既登録施設を含む全ての施設に対して登録情報の調査を実施し、2020年6月に中国側に施設リストの更新を要請。</p> <p>2020年9月11日、中国側の施設リストが更新され、手続きが完了したことを確認。</p>	対応済み						認定取得後1年目で0.1億円程度	
212	中国	水産物輸出の際には最終加工施設の登録が必要	<p>最終加工施設の登録に関し、2019年8月7日、中国側より、登録リストの更新作業依頼が接到し、8月13日、厚労省は、登録リストを中国側に送付。</p> <p>2019年9月6日、中国側の登録リストが更新され、手続きが完了したことを確認。</p>	対応済み						(輸出の前提となる衛生条件)	
213	中国	イヌマキの輸出再開（中国側が土付きイヌマキのリスク評価を実施するとして、リスク評価が終了するまで、新たな輸入許可証の発行を停止）	<p>日本産イヌマキの輸出再開について、土壌を除去して輸出する方法について、2019年10月下旬に、中国側専門家による現地調査が終了。</p> <p>2019年12月末、中国側から現地調査の結果通知を受領。</p> <p>2020年1月、中国側から土付きイヌマキの輸入を暫定的に認める旨の連絡。</p> <p>2020年2月、中国側から土付きイヌマキの輸入許可証が発行され、輸出再開。</p>	対応済み						50億円	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
214	中国	輸入包装済み食品ラベルへの規制強化	輸入包装食品ラベルに対する規制強化案として、2019年11月に「輸入商品の中国語による表示を製造過程において直接貼付または印刷しなければならない」等、輸出障壁となる項目。その後、見直し要求を継続した結果、2020年9月のTBT通報（Addendum）では「製造過程」という文言が消えたので、「中国語のラベルを外国語のラベルを隠すように上から追加で貼付してはならない」という理解で間違いはないかとWTO経由で問い合わせたところ、「日本の理解で正しい」との回答を中国政府より得た。よって外国語のラベルを隠さない形であれば追加貼付が認められることが分かった。	対応済み							
215	ベトナム	羽田空港において輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務を開始するにあたり、東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用のための手続きが必要。	東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用にあたり、関係省庁と調整し、2019年5月中旬に窓口設置。 窓口を設置後、5月から証明書発行業務を開始。	対応済み							
216	ベトナム	りんごの条件変更	2019年12月15日付けで条件変更が実現。	対応済み						1.1億円 (対ベトナム輸出額：2018年2.1億円、2017年1.4億円)	
217	ベトナム	うんしゅうみかんの輸出解禁	2021年10月に輸出解禁済み。	対応済み						0.09億円	
218	ベトナム（各国共通）	加工食品は自由販売証明書が必要	厚労省が自由販売証明書を発行。申請は地方厚生局において平日受付で、約2～3週間で発行される。 2020年4月1日より、厚労省から農水省に発行業務が移管される。	対応済み						150億円程度◇ (2018年輸出額：103億円、2017年輸出額：69億円)	
219	ベトナム	輸出先国における商品登録手続早期化の支援	輸入のための商品登録の際に、使用されている添加物が自国で使用可能かどうかの確認に時間を要している。日本から添加物の専門家を派遣するなど、登録手続の早期化に向けた支援が求められる。	対応済み						0.9億円◇ (加工食品の対ベトナム輸出額：2018年103.8億円、2017年69億円)	
220	香港	30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応が必要	2019年8月、香港側から当該要件を削除し受入可能の回答が得られた。 9月27日 要綱改正済み（厚労省）	対応済み						4億円◇ (2018年の対香港輸出額：41.3億円の1割)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
221	香港	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 ＜事業者の要望＞ 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を发出。	対応済み						40億円程度 [◇]	
222	香港	香港向けの加工食品の動物検疫の要否確認	・2018年4月、一部を除き、輸入国が輸出証明を不要とした畜産物については輸出検査を不要とする制度の見直しを実施。 ・動物検疫所での対応について再徹底を図るため、2019年5月30日に通知を发出。 ・動物検疫所の提案により輸出者から香港政府へ各種加工食品の受け入れ条件を照会したところ、8月14日に輸出検査を受けることなく輸出が可能であることを確認。	対応済み						—	
223	香港	卵製品加工施設の認定が必要	農事組合法人香川ランチ（宮崎県） 都道府県は、2021年7月に認定を行い、厚労省に報告済み。	対応済み						2025年12月期： 0.81億円	
224	マカオ	30か月齢以上の牛肉の輸出不可	2020年3月、厚労省及び農水省はマカオ側と証明書様式等について合意、6月解禁済み。	対応済み						0.7億円程度	
225	豪州	いちごの輸出解禁	2020年8月28日付けで輸出解禁が実現。	対応済み						0.06億円	
226	豪州	豪州向け加熱済さけ科製品の検疫協議	豪州が規定する加熱済サケ科製品については、疫病発生状況の調査は不要であり、衛生証明書様式に両国が合意することにより輸出が可能であることを豪州側に確認。2020年12月、衛生証明書様式について豪州側と合意済。 2021年9月に取扱要綱を改正、公表。	対応済み						0.6億円程度（業界団体推計、No.43との合計）	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
227	豪州	頭部・内臓を含む魚を原料とする高度加工商品の輸入条件の変更	豪州の水産加工品の輸入規制においては、輸入可能形態の1つである「Consumer-ready」に該当する商品については、その旨を生産者宣誓書に記載することが輸入条件となっている。しかし、2020年5月に本輸入条件に追加の改定がなされ、魚を原料とする高度加工商品（めんつゆ等）については、原料の魚の頭部・内臓が取り除かれた旨の宣誓が求められることになり、通関できなくなる事案が発生。このため、在豪州大使館から豪州連邦農業・水・環境省に解決の働きかけを行ったところ、豪州は2022年3月に輸入条件を変更。魚を原料として使用した製品のうち、高度に加工され、商業的に包装され、直ちに店頭に並べることが可能な製品及び魚を原料とする調味料、ソース、麺類の調味料、香辛料、スープ原料又はこれらに類するもの（魚油を除く）については、従前同様に（原料の魚の頭部・内臓が取り除かれた旨の宣誓なしに）、通関できることを確認。	対応済み							10億円 [◇] (2021年の輸出実績からの推測値)	
228	米国	原発事故に伴い、 ・日本での出荷制限品目について、県単位で輸入停止	2021年9月22日、米国政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み							486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	
229	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）北海道畜産公社道東事業所十勝工場（北海道） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	対応済み							16.5億円程度 (No. 228、229、230、231、232の合計)	
230			（株）栃木県畜産公社（栃木県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月に認定。	対応済み								
231			京都市中央卸売市場第二市場（京都府） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月に認定。	対応済み								

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
232	米国	牛肉処理施設の認定が必要	和牛マスター食肉センター（兵庫県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	対応済み							
233			（株）ミヤチク都農工場（宮崎県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	対応済み							
234	米国	水産食品加工施設の認定が必要	広瀬水産（株）（北海道） 登録認定機関は2020年10月に認定。	対応済み						2025年2月期： 2.99億円	
235			（株）ワイエスフーズ（北海道） 登録認定機関は2002年3月に認定。	対応済み						2025年7月期： 17.89億円	
236			（株）大豊（青森県） 登録認定機関は2020年11月に認定。	対応済み						2025年10月期： 1.41億円	
237			（株）丸石沼田商店（青森県） 登録認定機関は2021年7月に認定。	対応済み						2025年6月期： 0.09億円	
238			サンコー食品（株）（岩手県） 登録認定機関は2021年2月に認定。	対応済み						2025年9月期： 1.38億円	
239			（株）津久勝（茨城県） 登録認定機関は2020年12月に品目追加。	対応済み						2025年3月期： 2.05億円 （認定取得予定品目）	
240			（有）なかみち水産（千葉県） 登録認定機関は2021年10月に認定。	対応済み						2023年3月期： 0.43億円 （認定取得予定品目分）	
241			（株）三崎恵水産（神奈川県） 登録認定機関は2020年9月に認定。	対応済み						2023年度： 1.48億円	
242			（株）西松（神奈川県） 登録認定機関は2021年8月に認定。	対応済み						2025年8月期： 0.33億円 （全輸出予定額）	
243			（株）トライツナプロダクト吉田工場（静岡県） 厚労省は2020年9月に認定。	対応済み						—	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
244	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)若松屋(三重県) 登録認定機関は2021年10月に認定。	対応済み						2024年7月期 : 0.2億円 (全輸出予定額)	
245			大阪府鰯巾着網漁業協同組合(大阪府) 登録認定機関は2020年12月に認定。	対応済み						2022年3月期 : 0.09億円	
246			(株)愛媛海産(愛媛県) 登録認定機関は2021年3月に認定。	対応済み						2025年8月期 : 0.2億円 (全輸出予定額)	
247			秀長水産(株)(愛媛県) 登録認定機関は2021年11月に品目追加。	対応済み						2024年3月 : 0.55億円 (全輸出額)	
248			(株)愛南サン・フィッシュ(愛媛県) 登録認定機関は2022年2月に認定。	対応済み						2025年3月期 : 0.25億円	
249			(株)高知道水(高知県) 登録認定機関は2020年12月に認定。	対応済み						2024年6月期 : 5.53億円	
250			柳川冷凍食品(株)(福岡県) 登録認定機関は2022年1月に認定。	対応済み						2026年12月 : 1億円 (全輸出予定額)	
251			(株)スイケンフーズ(佐賀県) 厚労省は2021年3月に認定。	対応済み						1.2億円目標 (2023年度)	
252			(有)山吉國澤百馬商店(鹿児島県) 登録認定機関は2020年9月に認定。	対応済み						2025年3月期 : 0.18億円	
253			的場水産(株)(鹿児島県) 厚労省は2020年10月に認定。	対応済み						認定取得後1年目 で0.1億円程度	
254			(株)八起屋(鹿児島県) 登録認定機関は2021年2月に認定。	対応済み						2020年12月期~ 2021年2月期 : 0.04億円	
255			(株)MRC(鹿児島県) 登録認定機関は2021年8月に認定。	対応済み						2025年8月期 : 0.7億円	
256			(株)マルモ(鹿児島県) 登録認定機関は2021年9月に認定。	対応済み						2026年3月期 : 0.92億円	
257	米国 EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トウスイ(茨城県) 米国向けについて、登録認定機関は2020年9月に認定。 EU向けについて、農水省は2021年11月に認定。	対応済み						2024年10月期 : 13億円(認定取得 予定品目)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
258	米国	うんしゅうみかんの条件変更	2020年2月1日、米国との協議の結果、日本産うんしゅうみかんの臭化メチルくん蒸措置の廃止。	対応済み						0.03億円 (対米輸出額： 2018年0.02億円、 2017年0.05億円)	
259	米国	なしの条件変更	2020年4月16日付けで条件変更（輸出地域の拡大及び品種制限の撤廃）が実現。	対応済み						0.01億円 (対米輸出額： 2018年0.12億円、 2017年0.13億円)	
260	米国	メロンの輸出解禁	2021年11月に輸出解禁済み。	対応済み						0.03億円	
261	米国	蒸留酒の容量規制の緩和	米国内で流通可能な蒸留酒は、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外（例：四合瓶、一升瓶）のままでは輸出できない。2020年12月29日、米国政府は連邦規則を改正し、蒸留酒について、日本が求めていた容量は全て流通可能となった。	対応済み						2.5億円程度 (蒸留酒の対米輸出額： 2020年81.7億円、 2019年79.3億円)	
262	米国	酒類のラベル承認手続	米国内で流通する酒類は、連邦規則に基づき、銘柄、分類名称（清酒、焼酎等）、アルコール度数、内容量、原産国等をラベルで表示する義務があり、ラベルは連邦政府の承認が必要となっている。日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文において、米国政府は酒類のラベルの承認手続を簡素化しよう実施中の努力を継続することとなっていた。米国側のこれまでの取組の結果、ラベル承認手続に改善がみられた（例：審査に係る平均日数 2016年：91日⇒2020年：31日）。	対応済み						3.6億円程度 (対米輸出額： 2020年138.4億円、 2019年156.6億円)	
263	カナダ	小麦粉含有食品にかかる規制	カナダ政府（保健省及び食品検査庁）は、カナダ国内で流通する精白小麦及びそれを含む食品について、原材料に使用する小麦粉が強化小麦粉であることを義務付け。その後、強化小麦粉を使用しない日本のカレーパウダー及びシチューミックスを、引き続き輸入許可する旨、カナダ政府から連絡。	対応済み						0.2億円程度	
264	カナダ	金魚の輸出解禁	2017年8月、カナダ食品検査庁から日本産金魚輸入にかかる協議開始の要請を受け、衛生証明書様式について協議を開始。2020年10月14日、衛生証明書様式を合意。	対応済み						0.01億円	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
265	ブラジル	相手先国の通関の迅速化	通関で時間がかかっていた事案について、現地当局との調整を実施。	対応済み						0.4億円◇ (加工食品：2018年輸出額7.8億円、2017年輸出額：7.8億円)	
266	ペルー	サバ等、水産物の輸出には衛生証明書が必要	・2020年10月までに証明書様式と発行体制についてペルー側と合意。 ・農水省は、2021年1月20日に取扱要綱を制定、2021年2月1日より証明書発行開始。	対応済み						1.8億円◇ (水産物の対ペルー輸出額：2019年0.6億円、2018年2億円)	
267	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター(第3工場) 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年10月にEUに通知及び認定。	対応済み						0.04億円程度 (事業者への聞き取り)	
268			(株)栃木県畜産公社(栃木県) 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月にEUに通知、2020年8月に認定。	対応済み							
269			京都市中央卸売市場第二市場(京都府) 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月にEUに通知、2020年4月に認定。	対応済み							
270			和牛マスター食肉センター(兵庫県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月にEUに通知、2019年7月に認定。	対応済み							
271			(株)ミヤチク都農工場(宮崎県) 5者協議を経て、厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年8月に認定。	対応済み							
272			(株)ナンチク(鹿児島県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年7月に認定。	対応済み							
273	EU	液卵製造施設の認定が必要	(株)籠谷(兵庫県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2021年3月に認定及びEUに通知。	対応済み						0.01億円程度	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
274	EU	山羊・羊の生乳は残留物質モニタリング検査が必要	山羊・羊の生乳を対象とした残留物質モニタリング検査の分析法の妥当性評価を完了（2019年12月）。妥当性が確認された分析法を用いて、残留物質モニタリングを2020年7月から12月にかけて実施。	対応済み							0.02億円 （輸出の前提となる衛生条件）	
275	EU	水産食品加工施設の認定が必要	紋別漁業協同組合（北海道） 農水省は2020年12月に認定。	対応済み							2026年3月： 3.3億円 （認定取得予定品目）	
276	EU	水産食品加工施設の認定が必要	マルカイチ水産（株）（北海道） 都道府県は2021年4月に変更承認。	対応済み							2025年2月期： 7.26億円	
277			北見食品工業（株）（北海道） 厚労省は2022年3月に認定。	対応済み							認定取得後初年度 0.5億円	
278			極洋水産（株）（静岡県） 農水省は2020年11月に認定。	対応済み							2031年3月期： 1.07億円 （認定取得予定品目）	
279			大坪水産（株）（静岡県） 農水省は2021年3月に認定。	対応済み							2025年3月期： 0.78億円 （認定取得予定品目）	
280			（株）トライツナプロダクト吉田工場 （静岡県） 厚労省は2020年9月に認定。	対応済み							—	
281			丸啓鯉節（株）（静岡県） 農水省は2021年5月に認定。	対応済み							—	
282			山福水産（株）（静岡県） 農水省は2021年5月に認定。	対応済み							—	
283			ファームチョイス（株）（熊本県） 厚労省は2021年5月に認定。	対応済み							認定取得後5年で 1.25億円程度	
284			（株）枕崎冷凍食品（鹿児島県） 農水省は2021年7月に認定。	対応済み							—	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
285	EU	水産食品保管施設の認定が必要	トライ産業（株）吉田工場（静岡県） 厚労省は2020年9月に認定。	対応済み						—	
286	EU	産地魚市場の認定支援	塩竈市魚市場（宮城県） 農水省は2021年2月に認定。	対応済み						—	
287			松浦魚市場（長崎県） 農水省は2022年3月に認定。	対応済み						—	農林水産大臣
288	EU	ホタテの輸出には生産海域のモニタリングが必要	EU向け輸出ホタテガイ生産海域は、北海道で7海域、青森県で2海域が指定されている。 北海道（根室海峡（野付）海域）及び青森県（陸奥湾西部海域）を海域指定し、2019年12月26日に、EU当局へ通報。2020年2月26日に、EUの生産海域リストに掲載され、手続き完了。 北海道（根室海峡（野付）海域）は2020年12月28日、青森県（陸奥湾西部海域）は、2020年12月21日に海域モニタリング実施体制の整備を完了。	対応済み						2.9億円程度（対EU輸出金額（2018年）から推計）	
289	EU	カキの輸出には生産海域の指定及び指定した海域のモニタリングが必要 （海域指定とは別に施設の対EU・HACCP認定が必要）	農水省は、2020年に海域指定に必要なデータ収集・整理のための委託事業を実施。 2021年3月に広島県の海域指定に必要なデータ収集・整理を完了。 同年10月1日に、広島県は、広島県三津湾海域を指定、同7日に農水省からEUに通報（EU生産海域リストに掲載済み）。 同年12月27日に、広島県は海域モニタリング実施体制の整備を完了。 （加工施設はEU・HACCP認定の取得が必要。）	対応済み						7億円程度（事業者への聞き取りから推計）	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
290	EU	<p>卵・卵製品、乳・乳製品の解禁協議（済）</p> <p>鶏卵の洗浄基準が国内向けと異なる（済）</p> <p>卵、牛の生乳は残留物質モニタリング検査が必要（済）</p>	<p>訪欧し、今後の段取りを協議。2018年7月に動物衛生の評価が終了し、2019年2月に卵・卵製品、同年3月に乳・乳製品が第三国リストに掲載。2019年1月、乳及び卵の残留物質モニタリング計画が第三国リストに掲載。2019年10月18日、輸出要綱公表。</p> <p>国内流通する鶏卵については、食品衛生の観点から、地方自治体向けのガイドラインにより、殺菌剤を用いた洗浄が求められているが、EUは、殺菌剤を用いた洗浄が禁止されているため、EU向けの鶏卵については、2019年10月に公表した輸出要綱に飲用適の水のみを用いる旨明記した。</p> <p>EUと牛の生乳の残留物質モニタリング検査の枠組について合意し、2019年7月から12月にかけて当該枠組に従ってEUから求められた項目の検査を実施。</p>	対応済み							<p>（卵・卵製品）0.02億円程度 （乳・乳製品）0.1億円程度（再掲）</p> <p>なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要（最短で2021年4月以降）。</p>	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
291	EU	生鮮家きん肉の解禁協議	訪欧し、今後の段取りを協議。 2018年7月に動物衛生の評価が終了。 2019年11月11日に第三国リスト掲載。	対応済み						0.01億円程度	
292	EU	シンがEU域内での流通に認可が必要な新規食品 (Novel Food) に該当する場合、認可手続きが必要	シンはEUにおいて食品サプリメントとされており、販売停止等の措置を受けず輸出・流通が行われているため、認可手続きは不要。	対応済み						—	
293	EU	黒松盆栽の輸出解禁	2020年8月25日付けで輸出解禁が実現。	対応済み						0.15億円	
294	英国	蒸留酒の容量規制	日EU・EPAで緩和された蒸留酒の容量規制 (単式蒸留焼酎について四合瓶及び一升瓶の輸出が可能) について、英国のEU離脱の移行期間終了後 (2020年末) においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容に加え五合瓶についても輸出が可能となる内容で日英包括的経済連携協定 (EPA) を締結し、2021年1月1日の発効に至った。	対応済み						0.03億円程度 (焼酎の対英国輸出額：2020年0.01億円、2019年0.05億円)	
295	英国	ワインの輸入規制 (醸造方法及び自己証明)	日EU・EPAで緩和された日本ワインの輸入規制 (醸造方法及び自己証明) について、英国のEU離脱の移行期間終了後 (2020年末) においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容で日英包括的経済連携協定 (EPA) を締結し、2021年1月1日の発効に至った。	対応済み						0.01億円程度 (ワインの対英国輸出額：2020年0.06億円、2019年0.09億円)	
296	UAE	原発事故に伴い、 ・福島県の水産物、野生鳥獣肉を対象に検査報告書を要求等	2020年12月、UAE政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み						486億円 (※) の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月			9月以降
297	イスラエル	原発事故に伴い、 ・福島県の全ての食品、一部の県の一部の食品について、イスラエル側で全ロットのモニタリング検査等	2021年1月、イスラエル政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	
298	サウジアラビア	牛肉の輸出解禁協議	・2019年10月現地調査受入。 ・2019年11月証明書様式提示。 ・2020年2月BSE及び口蹄疫の禁止令解除。 ・2020年3月輸出条件及び輸出検査証明書様式に合意。	対応済み						0.9億円程度	
299	サウジアラビア	水産食品輸出には施設登録・衛生証明書が必要	2017年にサウジアラビア食品医薬庁（SFDA）からSPS通報があり、その内容についてサウジアラビア側に詳細を照会していたが、2019年10月に改めて確認したところ、輸出水産食品の加工施設登録とともに衛生証明書の添付が必要であることが判明。 以降、二国間で協議を行い、2020年12月までに日本側の衛生証明書様式と証明書発行体制について合意済。 2021年6月取扱要綱を策定、公表。	対応済み						8.2億円◇ （水産物の対サウジアラビア輸金額：2020年6.8億円、2019年8.4億円、2018年9.3億円）	
300	レバノン	原発事故に伴い、 ・全ての都道府県の全ての食品等を対象に検査報告書を要求	2020年12月、レバノン政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	
301	エジプト	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の水産物を対象に検査証明書を要求等	2020年11月、エジプト政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
302	モロッコ	原発事故に伴い、一部の都道府県の全ての食品を対象に検査証明書を要求等	2020年9月、モロッコ政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。	対応済み						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	
303	全輸出先国・地域	食肉の包材（ダンボール）への記載事項が輸出先国・地域ごとに異なっており、国・地域ごとに包材を製造・保管する必要があることから、事業者の大きな負担となっている。	厚労省は、2019年4月に自治体を通じて要望調査を行い、2019年6月、希望する事業者と打ち合わせを実施。打ち合わせの結果を踏まえ、カナダ及び香港と協議し、9月中に要綱を改正済み。	対応済み						45億円程度◇ （牛肉の2018年対カナダ輸出額：2.6億円、対香港輸出額：41.3億円、2017年対カナダ輸出額：2.1億円、対香港輸出額：48.3億円から推計）	
304	米国 EU 香港 等	牛肉を輸出する処理施設は、輸出先国の基準に基づいた衛生的なと畜・解体が必要	・要綱（輸出先国の法令）に定めると畜・解体手順及び衛生管理について、現場だけでは具体的な対応方法を判断できない場合がある。 ・厚労省は、要綱の具体的な運用について個別に対応済み。	対応済み						認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額） 対米国：3.3億円◇ 対EU：3.9億円◇ 対香港：4.1億円◇	
305		輸出相手国の要件に対応するための技術支援	・米国等で要件とされていると畜方法では、血斑の発生により、取引価格等に影響する。 輸出先国の要求に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善が求められる。 ・2021年3月、民間団体が、品質を確保したと畜方法についての検討結果を踏まえた輸出用食肉処理技術等マニュアルを作成し、関係事業者に共有すると共に、関係者に対し、輸出用食肉処理技術等の向上に向けた研修会を開催。	対応済み						55億円◇ （牛肉の2018年輸出額：対米国33億円、対EU16億円、2017年輸出額：対米国30億円、対EU13億円）	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
306	牛肉輸出可能国・地域	牛肉のスライスされた状態での輸出 (取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品)	・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、牛肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 ・21か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認(2021年3月時点)。	対応済み						29億円程度 (事業者への聞き取り) (No. 75、305の合計)	
307	豚肉輸出可能国・地域	豚肉のスライスされた状態での輸出 (取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品)	・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、豚肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 ・4か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認(2021年3月時点)。	対応済み						1億円程度(事業者への聞き取り) (No. 76、306の合計)	
308	台湾 韓国 中国 シンガポール マレーシア ベトナム インド メキシコ NZ、EU等	水産物輸出の際には衛生証明書が必要	厚生省、農水省、都道府県等(保健所を含む)、その他の証明書発行機関が衛生証明書を発行。 申請は平日受付で約1~2日で発行される。 厚生省は、農水省が実施した事業者ニーズの調査結果を基に地方公共団体、地方厚生局に発行業務の迅速化等を依頼済み。	対応済み No. 150に移行						1,302億円◇ (代表的な国々への水産物輸出額： 2018年1,153億円、2017年1,021億円)	
309	シンガポール EU	鶏肉の食鳥処理場は都道府県の食鳥検査員による検査が必要。	・シンガポール及びEUは、輸出食鳥肉の検査は公的獣医師による検査を求めている。 ・シンガポール向けについては2019年7月2日、EU向けについては2019年12月11日、厚生省は輸出向け家きん肉を処理する時間においては、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監督の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うことを都道府県等に周知した。	対応済み						シンガポール 0.01億円程度 EU 0.01億円程度	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降			
310	香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、UAE、カタール、カナダ、メキシコ、ブラジル、豪州、NZ、ロシアは、牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	厚労省及び農水省は、5者協議等を通じて、円滑な認定が可能となるよう支援を実施。	対応済み							(H30の輸出施設1施設当たりの輸出額の例) 対米国：3.3億円 対EU：3.9億円 対香港：4.1億円 対シンガポール：1.2億円 対台湾：1.4億円	
311		国と県の見解の相違	シンガポール向け牛肉について、食品添加物の使用に関する国と県の見解の違いにより、輸出済み牛肉の廃棄を行うことを余儀なくされ、損害が発生。 2019年6月、厚労省は、全自治体に対して、自治体において判断が難しい案件について相談を促す通知を发出。	対応済み							—	
312		水質モニタリング時におけるサンプリング者の要件緩和	EU向けカキの輸出には、生産海域の指定が必要。 指定海域のモニタリングにおいて、試料のサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められていたことから、厚労省及び農水省は、2019年6月に取扱要領を改正し、公務員でなくとも対応できるよう、要件を緩和。	対応済み							—	
313		輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化	シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半。 例 果物、野菜（なし、りんご以外の検疫条件未設定）＜フィリピン＞	対応済み No. 36に移行							—	
314	香港、台湾、米国、EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等（牛肉）	・2022年3月までに18産地のリストを公表	対応済み							1,600億円 (2025年目標額)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
315	シンガポール、タイ	輸出産地による輸出事業計画の策定等（豚肉）	・2022年3月までに5産地のリストを公表	対応済み						29億円 (2025年目標額)	
316	香港、ベトナム、シンガポール、EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等（鶏肉）	・2022年3月までに7産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						45億円 (2025年目標額)	
317	シンガポール、米国	輸出産地による輸出事業計画の策定等（鶏卵）	・2022年3月までに7産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						63億円 (2025年目標額)	
318	香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア	輸出産地による輸出事業計画の策定等（チーズ、LL牛乳等、育児用粉乳）	・2022年3月までに2産地のリストを公表	対応済み						328億円 (2025年目標額)	
319	台湾、香港、タイほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（りんご）	・2022年3月までに7産地のリストを公表	対応済み						177億円 (2025年目標額)	
320	香港、台湾、タイ、シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ぶどう）	・2022年3月までに5産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						125億円 (2025年目標額)	
321	香港、台湾、シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（もも）	・2022年3月までに6産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						61億円 (2025年目標額)	
322	香港、台湾、シンガポール、マレーシア、カナダ、フランス（EU）ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（かんきつ）	・2022年3月までに14産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						39億円 (2025年目標額)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
323	香港、シンガポール、タイ、台湾、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（いちご）	・2022年3月までに12産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						86億円 (2025年目標額)	
324	香港、シンガポール、タイ、台湾、マレーシア、カナダほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜）	・2022年3月までに39産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						28億円 (2025年目標額)	
325	米国、中国、香港、EU、ベトナム、シンガポール等の東南アジア、ロシア、豪州等	輸出産地による輸出事業計画の策定等（切り花）	・2022年3月までに9産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						18.8億円 (2025年目標額)	
326	米国、EU、中国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（茶）	・2022年3月までに13産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						312億円 (2025年目標額)	
327	香港、米国、中国、シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品）	・2022年3月までに37産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						125億円 (2025年目標額)	
328	中国・米国・韓国・台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（製材）	・2022年3月までに4産地のリストを公表	対応済み						271億円 (2025年目標額)	
329	中国・韓国・台湾ほか	マーケットインの発想に基づく担い手による輸出促進（合板）	・2022年3月までに8担い手のリストを公表	対応済み						80億円 (2025年目標額)	
330	米国、中国、香港ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ぶり）	・2022年3月までに10産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						542億円 (2025年目標額)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
331	韓国、米国、台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（たい）	・2022年3月までに3産地のリストを公表	対応済み						193億円 (2025年目標額)	
332	中国、台湾、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ホタテ貝）	・2022年3月までに2産地のリストを公表	対応済み No.155に移行						656億円 (2025年目標額)	
333	香港、中国、タイほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（真珠）	・2022年3月までに1産地のリストを公表	対応済み						379億円 (2025年目標額)	
334	中国、香港、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（清涼飲料水）	・2022年3月までに11担い手のリストを公表	対応済み						786億円 (2025年目標額)	
335	香港、中国、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（菓子）	・2022年3月までに46担い手のリストを公表	対応済み						465億円 (2025年目標額)	
336	米国、中国、EUほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ソース混合調味料）	・2022年3月までに14担い手のリストを公表	対応済み						850億円 (2025年目標額)	
337	米国、中国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（味噌・醤油）	・2022年3月までに味噌20産地40担い手、醤油24産地50担い手のリストを公表	対応済み No.155に移行						231億円 (2025年目標額)	
338	米国、中国、香港、EU・英国、台湾、シンガポール	輸出産地による輸出事業計画の策定等（清酒（日本酒））	・2022年3月までに619担い手のリストを公表	対応済み						600億円 (2025年目標額)	
339	EU・英国、米国、中国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ウイスキー）	・2022年3月までに33担い手のリストを公表	対応済み						680億円 (2025年目標額)	
340	中国、米国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等（本格焼酎・泡盛）	・2022年3月までに206担い手のリストを公表	対応済み						40億円 (2025年目標額)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				4月	5月	6月	7月	8月	9月以降		
341		輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援	海外展開の類型ごとに、知的財産・ノウハウの流出につながる落とし穴や、将来の輸出市場の獲得に貢献する活動などを分析し、我が国の農林水産業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドラインを作成、2022年3月7日に公表済。	対応済み						—	
342		不正競争防止法の営業秘密に関するガイドラインの作成	農業分野の技術・ノウハウについては、秘密管理されているかどうかの客観的判断が難しい等の理由により、営業秘密を保護する枠組みが十分に活用されているとは言いがたいことから、令和3年度中に不正競争防止法の営業秘密に関するガイドラインを作成。	対応済み						—	
343		地理的表示等も有効とする運用改善	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省及び農水省は、地理的表示（GI）保護制度を特定原産地証明書の発給申請手続に活用することで手続を簡素化し、EPAの特恵利用を促進。 ・GI登録されている製品のうち登録内容から協定原産品であることが明らかな製品については、生産証明書に代えてGI表示のある仕入書等をもって原産地証明書の発給申請が可能となるよう手続を簡素化。 ・農水省は、GI登録内容から協定原産品であることが明らかな製品の一覧をHPで公表。 ・経産省は、2021年3月に本措置に係る通知を日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口の本措置を通知し、これに基づく運用を実施中。 	対応済み						—	
344		改正種苗法に基づく輸出先国の制限を行う品種の目標設定	農水省は、改正種苗法による登録品種の海外持出制限について、2021年9月末までに公的機関が開発した既登録品種の9割以上の当該制限を完了。既登録品種の海外持ち出しを制限する旨の届出があった4,232品種を公表（2021年11月11日現在）。	対応済み						—	
345		日本伝統の製法を規格化した「みそJAS」の制定	農水省は、我が国伝統の製法を規格化した「みそJAS」を2022年3月に制定。	対応済み						—	